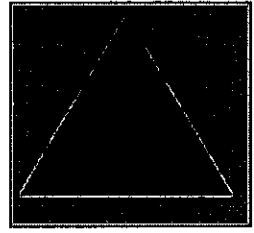


特殊標章



宮津市国民保護計画

平成30年3月

宮 津 市

目 次

第1編 総 論	1
第1章 目的、市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	2
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
4 宮津市地域防災計画等との関係	3
第2章 国民保護措置に関する基本方針	4
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	6
第4章 市の地理的・社会的特徴	9
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	11
1 武力攻撃事態等	11
2 緊急処理事態	11
3 市において留意する事項	12
第2編 平素からの備えや予防	13
第1章 組織・体制の整備等	13
1 市の各部局等における平素の業務	13
2 市職員の参集等	13
3 宮津与謝消防組合及び消防団の体制	14
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	15
第2章 関係機関との連携体制の整備	16
1 基本的考え方	16
2 京都府等との連携	16
3 近接市町との連携	17
4 指定公共機関等との連携	17
5 自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援	18
6 市内の様々な機関、団体との協力関係の構築	18
第3章 情報の収集・伝達・提供等の体制整備	19
1 通信の確保	19
2 情報収集、提供等の体制整備	19
3 警報の通知及び伝達に必要な準備	20
4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	21
5 被災情報の収集及び報告	22
第4章 避難及び救援に関する体制の整備	23
1 避難に関する基本的事項	23
2 避難実施要領のパターンの作成	24
3 救援に関する基本的事項	24
4 運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等	25

5	避難施設の指定への協力	25
第5章	生活関連等施設の把握等	27
1	生活関連等施設の把握等	27
2	市が管理する公共施設等における警戒	28
第6章	物資及び資材の備蓄、整備	29
1	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄又は整備	29
2	市が管理する施設、設備等の整備及び点検等	29
第7章	国民保護に関する研修、訓練及び啓発等	31
1	研修	31
2	訓練	31
3	国民保護措置に関する啓発等	32
4	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	33
第8章	避難行動要支援者等への支援体制の整備	34
1	避難行動要支援者への支援	34
2	外国人への支援	35
第9章	観光旅行者等の保護	36
1	観光旅行者等への情報伝達体制の構築	36
2	帰宅困難な観光旅行者等対策	36
第3編	武力攻撃事態等への対処	37
第1章	実施体制の確立	37
第1	事態認定前における初動体制	37
1	情報連絡体制の整備	37
2	市緊急事態連絡会議の設置	38
3	市緊急事態連絡会議の初動措置	38
4	国民保護対策本部に移行する場合の調整	39
5	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	39
第2	事態認定後の体制	40
1	市対策本部の設置	40
2	市対策本部の設置場所	41
3	市対策本部の組織	41
4	現地調整所の設置	43
5	市対策本部長の権限	43
6	市対策本部の廃止	43
7	通信の確保	44
第3	体制及び職員の配置基準	44
第2章	関係機関相互の連携	46
1	国及び京都府の対策本部との連携	46
2	京都府知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	46
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	47

4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	47
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	48
6	市が行う応援等	48
7	ボランティア団体等に対する支援等	49
8	住民への協力要請	49
第3章	警報及び避難の指示等	50
第1	警報の伝達及び通知等	50
1	警報の内容の伝達等	50
2	警報の内容の伝達方法	50
3	緊急通報の伝達及び通知	51
第2	避難住民の誘導等	52
1	避難の指示の通知及び伝達等	52
2	京都府知事から示される避難の指示の内容	52
3	武力攻撃事態の類型の特徴等	52
4	避難実施要領の策定	54
5	避難住民の誘導	57
6	病院等の施設在所者の避難	61
第4章	救援	64
1	救援の実施	64
2	関係機関との連携	66
3	救援の実施内容等	66
第5章	安否情報の収集及び提供	67
1	安否情報の収集、整理	67
2	京都府に対する報告	68
3	安否情報の照会に対する回答	68
4	日本赤十字社に対する協力	69
5	安否情報伝達手段の活用	69
第6章	武力攻撃災害への対処	70
第1	武力攻撃災害への対処	70
1	武力攻撃災害への対処の基本的な考え方	70
2	武力攻撃災害の兆候の通報	70
3	生活関連等施設の安全確保	71
4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	72
第2	応急措置等	73
1	事前措置等	73
2	退避の指示	73
3	警戒区域の設定	75
4	応急公用負担等	75
5	消防に関する措置等	76
第3	武力攻撃原子力災害への対処	78

第4章	NBC攻撃等による災害への対処等	80
第7章	被災情報の収集及び報告	83
第8章	保健衛生の確保及び廃棄物の処理	84
1	保健衛生の確保	84
2	廃棄物の処理	85
第9章	文化財の保護	87
1	文化財の保護	87
2	被災状況の調査等	88
3	文化財の応急対策	88
4	文化財の復旧	88
第10章	生活の安定に関する措置	89
1	生活関連物資等の価格安定	89
2	避難住民等の生活安定等	89
3	生活基盤等の確保	90
第11章	特殊標章等の交付及び管理	91
1	特殊標章等の意義	91
2	特殊標章等	91
3	特殊標章等の交付及び管理	92
4	特殊標章等に係る普及啓発	92
第4編	復旧等	93
第1章	応急の復旧	93
1	基本的考え方	93
2	公共的施設の応急の復旧	93
第2章	武力攻撃災害の復旧	95
1	国における所要の法制の整備等	95
2	市が管理する施設及び設備の復旧	95
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	96
1	国民保護措置に要した費用の支弁及び国への負担金の請求	96
2	損失補償及び損害補償	96
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	96
4	他の地方公共団体からの応援に要する費用の支弁	96
5	消防庁長官等からの指示による消防の応援等を受けた場合の費用の支弁	97
第5編	緊急処理事態への対処	98
1	緊急処理事態	98
2	緊急処理事態における警報の通知及び伝達	98
	○市国民保護計画に係る用語集	99

第1編 総論

第1章 目的、市の責務、計画の位置づけ、構成等

真の恒久平和は、人類の共通の願いであり、全世界において永遠の平和確立への努力をしなければならない。

また一方では、万が一の武力攻撃事態等となった場合、市（市長及びその他執行機関をいう。以下同じ。）は、住民の生命、身体及び財産を守る立場から、一人ひとりの基本的人権を最大限に尊重しながら住民の協力を得つつ、関係機関と連携し総合的な危機対応に万全を尽くす必要がある。

このことから、市は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を迅速かつ的確に実施し、住民の安心・安全を確保するため、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）の位置づけ、構成等について定める。

1 市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び京都府国民保護計画（以下「府国民保護計画」という。）を踏まえ、関係機関と連携のもと、住民の協力を得つつ、市国民保護計画に基づき、国民保護措置を迅速かつ的確に実施し、その区域において国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定を踏まえ、府国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態（大規模テロ等）に対応する計画として、市国民保護計画を作成する。また、計画の作成に当たっては、総合的な危機管理体制の強化の観点から、宮津市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）をはじめ危機管理に関するマニュアル等の既存の仕組みや機器、装備等を活用するなど、本市の危機管理体制全般の強化を図る。

(3) 市国民保護計画の対象となる者

本計画は、国籍を問わず、次に掲げる者（以下「住民」という。）を対象とする。

ア 宮津市の区域（以下「市域」という。）に居住する者

イ 武力攻撃事態等及び緊急対処事態（大規模テロ等）の際に通勤、通学、旅行などで市

域に滞在している者

ウ 市域へ避難してきた者

(4) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

ア 市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

イ 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民の保護のための措置に関する事項

ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項

オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、市域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

用語集

その他必要な事項については、別に定める。

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、府国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、宮津市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、京都府知事に協議して、同意を得た後、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び京都府知事への協議は要しない。

4 宮津市地域防災計画等との関係

武力攻撃事態等への対応は、自然災害や事故などの緊急事態への対応と共通する部分も多いことから、この計画に定めのない事項については、市防災計画等に準じて対応する。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護法その他の法令、基本指針及び府国民保護計画を踏まえ、市国民保護計画に基づいて国民保護措置を迅速かつ的確に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

この場合、日本国憲法第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限尊重する。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民等の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 住民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、防災行政無線、携帯メール、インターネット等適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、京都府、近隣市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関をはじめ、国民保護の実施にあたり関係する様々な機関・団体などと平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 住民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、宮津市消防団（以下「消防団」という。）及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性を考慮して、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自主、自律を保障することにより、その言論その他表現の自

由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、疾病等の療養者、日本語の理解が不十分な外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

(8) 国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(9) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請等に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(10) 外国人への国民保護措置の適用

市は、市内に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

(11) 宮津市の特性を踏まえた国民保護措置の対応

ア 観光旅行者等への対応

市では、特別名勝・日本三景「天橋立」を有し、多くの観光旅行者等が訪れることから、これらの人々についても武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

イ 長い海岸線を有する特性への配慮

市は、日本海若狭湾に面した長い海岸線を有し、着上陸侵攻の目標となりやすいことから、これに対する避難誘導に留意する。

ウ 文化財の保護

市は、市内に重要文化財等を有していることから、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

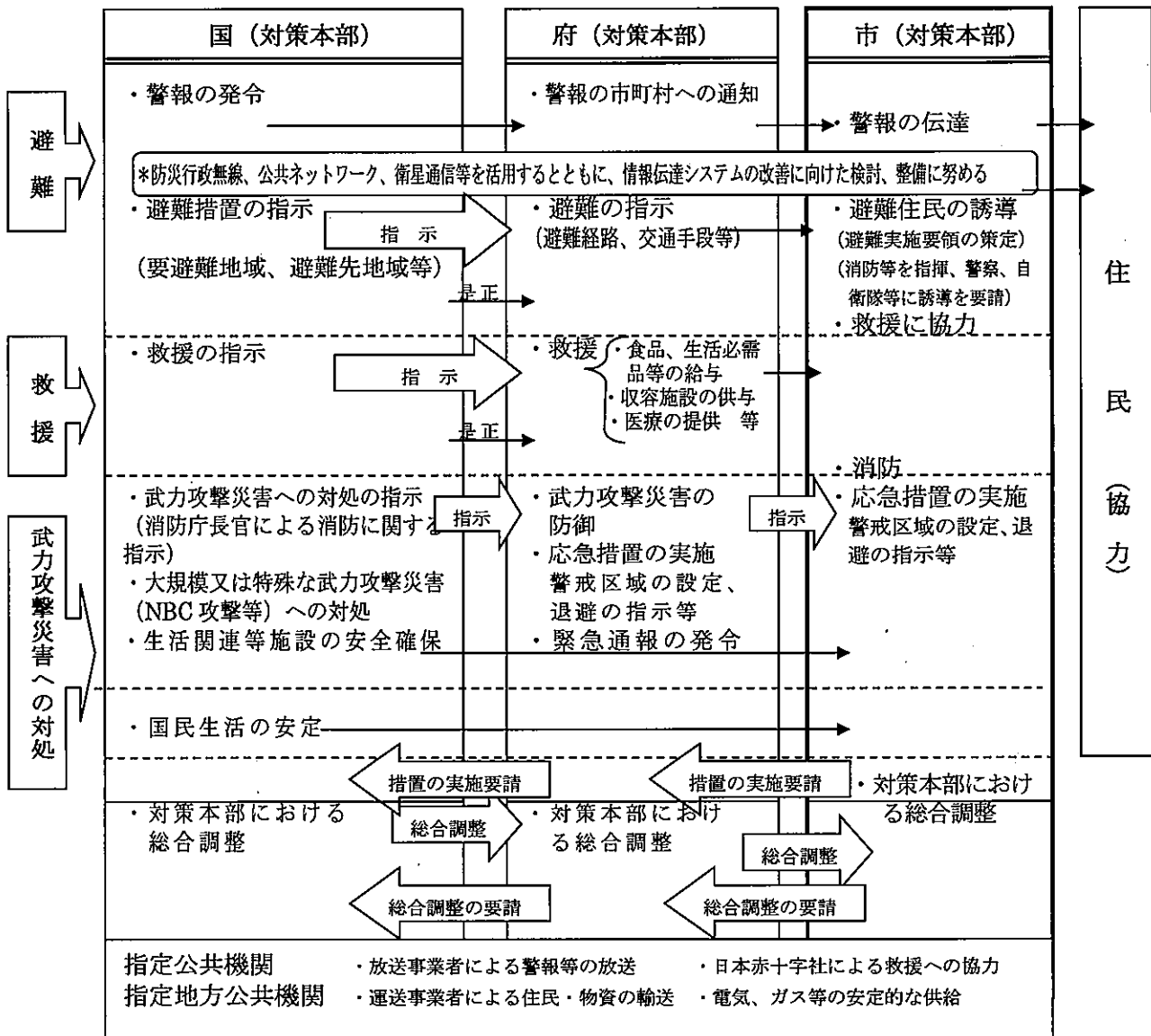
エ 積雪時における対応

市は、冬期の積雪時において住民が避難する際の交通手段の確保に留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の事務又は業務の大綱及び連絡窓口をあらかじめ把握する。

【国民の保護に関する措置の仕組み】



国、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関等が相互に連携

【地方公共団体】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の住民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
京都府	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
第八管区海上保安本部 (宮津海上保安署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
大阪管区気象台 (京都地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者 日本放送協会（京都放送局） (株)京都放送 (株)エフエム京都	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者 [バス事業者] 丹後海陸交通(株) 京都交通(株) （舞鶴営業所） [鉄道事業者] 西日本旅客鉄道(株) （福知山支社） 北近畿タンゴ鉄道(株) WILLER TRAINS(株) [トラック事業者] 日本通運(株) （舞鶴支店丹後営業所） ヤマト運輸(株) （宮津センター） 佐川急便(株)（峰山営業所）	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者 西日本電信電話(株)（京都支店） エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) KDDI(株) (株)NTTドコモ ソフトバンク(株)	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者 関西電力(株)（福知山営業所）	1 電気の安定的な供給
ガス事業者 (一社)京都府LPガス協会 (宮津与謝支部)	1 ガスの安定的な供給
日本郵便(株) (宮津郵便局、岩ヶ鼻郵便局)	1 郵便の確保
病院その他の医療機関等 (一社)京都府医師会 ((一社)与謝医師会)	1 医療の確保
道路の管理者 西日本高速道路(株) (福知山管理事務所) 京都府道路公社 (綾部宮津道路管理事務所)	1 道路の管理
日本赤十字社（京都府支部）	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答

第4章 市の地理的・社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき本市の地理的、社会的特徴等については、以下のとおりである。

(1) 概況・地形

京都府の北西部（京都市から約100km）、東経135度12分、北緯35度32分に位置し、市域は東西13.0km、南北24.0km、面積は172.73km²である。

東は舞鶴市、西は与謝野町、南は福知山市、北は伊根町、京丹後市と接し、海岸線一帯は若狭湾国定公園に指定され、特別名勝・日本三景「天橋立」をはじめとする景勝地を有している。

大江山連峰や世屋高原など山地が約8割を占め、沿岸域に平野部を形成し、主要な河川としては、東部の由良川と市街地を貫く大手川がある。

(2) 気候

気候は、日本海側特有の気象に類し、年間降水量は比較的多く、夏季は高温多湿で晴天の日が続き、冬季には日本海特有の“うらにし”と称されるしぐれが続き、多くの雨や積雪がある。

(3) 人口分布

平成27年国勢調査では、人口18,427人（男8,725人、女9,702人、7,769世帯）であり、人口密度は106.7人/km²となっている。

(4) 道路の位置等

道路は、国道178号及び国道176号が主要道路となっている。

また、宮津天橋立IC（平成15年3月完成）から京都縦貫自動車道へ乗入れ出来るようになった。京都縦貫自動車道は、京丹波わちICから丹波IC間が平成27年7月に共用開始となり、京都市内まで全線開通した。また、山陰近畿自動車道（国道312号）については、与謝天橋立ICまでが平成23年3月に開通、さらに、丹後大宮ICまでが平成28年10月に開通した。

(5) 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、平成2年3月に、JR宮津線から北近畿タンゴ鉄道（第三セクター）が開業し、平成8年3月16日に、JR山陰本線・北近畿タンゴ鉄道が電化となった。平成27年4月、

上下分離方式により運行業務が民間企業に引き継がれ、京都丹後鉄道として再出発した。

市街地の沿岸部を形成する宮津港が、地方港湾として位置づけられている。宮津港は、日本三景の一つ「天橋立」を擁する地方港湾で、定期船航路など観光港として利用される他、鉱石輸入港として利用されている。

(6) 自衛隊施設等

自衛隊施設は、隣接市の福知山市に陸上自衛隊中部方面隊福知山駐屯地が、舞鶴市に海上自衛隊舞鶴地方総監部及び舞鶴航空基地隊が、京丹後市に航空自衛隊経ヶ岬分屯基地がある。

また、京丹後市にアメリカ軍経ヶ岬通信所がある。

(7) 原子力発電所

福井県大飯郡高浜町に関西電力株式会社の高浜原子力発電所があり、原子力施設から概ね30km圏内にほぼ全市が含まれるため、原子力災害対策重点区域の緊急時防護処置を準備する区域（UPZ）となる。

(8) その他の特徴等

海上保安署などの国の機関、京都府丹後広域振興局などの府の機関が所在している。

丹後天橋立大江山国定公園内にある特別名勝・日本三景「天橋立」をはじめとする景勝地を有し、年間290万人（平成27年観光入込客数）の観光客等が訪れる。

国宝「海部氏系図」（古文書）、重要文化財「智恩寺多宝塔」（建造物）、重要文化財「絹本著色紅玻璃阿弥陀像」（絵画）など貴重な文化財が多くある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり府国民保護計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等とは、次の武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

武力攻撃事態	武力攻撃事態が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2) 武力攻撃事態の類型として、次の4類型が基本指針に示されている。

①着上陸侵攻	船舶による上陸又は航空機による侵攻部隊の投入による攻撃
②ゲリラや特殊部隊による攻撃	不正規軍の要員であるゲリラや正規軍である特殊部隊による都市部、政治・経済の中枢部、鉄道、橋りょう、ダム、原子力施設などに対する攻撃
③弾道ミサイル攻撃	弾頭に、通常弾頭のほか、核、生物剤、化学剤を搭載した攻撃
④航空攻撃	着上陸侵攻に先立つ攻撃、都市部やライフラインに対する攻撃

注1 これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

2 これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針、府国民保護計画及び本計画第3編第3章第2を参照

2 緊急対処事態

(1) 緊急対処事態とは、次の事態をいう。

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

(2) 緊急対処事態の事態例として、次の4事態が基本指針に示されている。

① 攻撃対象施設等による分類	
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力事業所等の破壊 ○ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ○ 危険物積載船への攻撃 ○ ダムの破壊
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ○ 列車等の爆破
② 攻撃手段による分類	
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ○ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ○ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ○ 水源地に対する毒素等の混入
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ○ 弾道ミサイル等の飛来

注 これらの4事態の特徴等については、基本指針、府国民保護計画及び本計画第3編第3章第2を参照

3 市において留意する事項

基本指針においても、武力攻撃事態等の具体的な想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものになるかについて一概に言えないとされている。

したがって、市域における武力攻撃事態の具体的な想定を行うことは困難であるが、本市の地理的特徴として日本海に面する長い海岸線を有していることから、沿岸部への着上陸侵攻等ほか、観光地等へのテロ攻撃に留意する必要がある。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

市は、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、市の各部局における平素の業務、市職員の参集等の事前対策の構築のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するための業務を、防災をはじめ様々な危機管理体制の強化に関する業務と併せて行うものとする。

また、国民保護に関する措置の総括、部局間の調整、企画立案等の他、次の国民保護措置に係る平素の業務については、総務部消防防災課が行うものとする。

なお、部局の平素の業務の詳細については、別に定める。

【国民保護措置に関する平素の主な業務】

- ・市国民保護計画の見直し、変更に関すること
- ・市国民保護協議会の運営に関すること
- ・市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置準備に関すること
- ・避難施設の指定への協力に関すること
- ・緊急通報に関すること
- ・国民保護措置の研修・訓練に関すること
- ・国民保護措置の啓発に関すること
- ・安否情報の収集体制の整備に関すること
- ・国民保護措置の準備に関すること
- ・特殊標章の交付等に関すること

2 市職員の参集等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期すため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応するため、宮津与謝消防組合との連携を図りつつ、速やかに市長及び副市長並びに国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市職員への連絡手段の確保

市は、緊急時における参集予定職員の連絡網をあらかじめ整備するとともに、電話・電子メール等の活用を図り、常時連絡できる体制を整備する。

また、緊急時に参集することが予定されている職員は、携帯電話等を携行するなど常に連絡が取れるよう努めるものとする。

(4) 職員の参集が困難な場合の対応

市は、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の代替職員を指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

(5) 職員の所掌事務

参集した職員の行う所掌事務については、市防災計画等に定める体制に準じる。

(6) 本部機能の確保

宮津市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合は、市防災計画等の定める体制に準じる。

3 宮津与謝消防組合及び消防団の体制

(1) 宮津与謝消防組合における体制

宮津与謝消防組合の初動体制及び消防職員の参集基準については、「宮津与謝消防組合警防活動規程」によるものとする。その際、市は、宮津与謝消防組合における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における宮津与謝消防組合との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、京都府と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団員の出動に対する事業所等の理解獲得への取組み、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、京都府と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

なお、消防団員の参集基準については、市防災計画等の定めに従う。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続担当部署については、具体的な権利利益の救済内容に応じて決定する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事 (法第 81 条第 2 項) 特定物資の保管命令に関する事 (法第 81 条第 3 項) 土地等の使用に関する事 (法第 82 条) 応急公用負担に関する事 (法第 113 条第 3 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの。(法第 70 条第 1 項、第 3 項、第 80 条第 1 項、第 115 条第 1 項、第 123 条第 1 項)
不服申立てに関する事 (法第 6 条、第 175 条)	
訴訟に関する事 (法第 6 条、第 175 条)	

※ 法とは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (国民保護法) (平成 16 年法律第 112 号) をいう。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書 (公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等) を、宮津市文書管理規程の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2章 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置の実施に当たり、国、京都府、府警察、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携し、協力することが必要不可欠であるため、これら関係機関との連携体制の整備について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

市は、武力攻撃事態等への迅速かつ的確な対処ができるよう、危機管理対策を推進する既存の連携体制も活用し、京都府をはじめ関係機関との連携強化に努める。また、市国民保護計画と、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

2 京都府等との連携

(1) 京都府の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき京都府の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（ファクシミリ）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、変更の都度更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、丹後広域振興局を核として京都府と必要な連携を図る。

(2) 京都府との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、京都府との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の京都府への協議

市は、京都府との市国民保護計画の協議を通じて、京都府の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 府警察との連携

市は、国民保護措置が円滑に実施できるよう府警察と必要な連携を図る。

(5) 道路管理者との連携

市は、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、市道以外の道路管理者（京都府、京都府道路公社綾部宮津道路管理事務所）と必要な連携を図る。

3 近隣市町との連携

(1) 近隣市町との連携

市は、近隣市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設ける。

また、防災に関し締結している「災害時の相互応援に関する協定」等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町相互間の連携を図る。

※ 「災害時の相互応援に関する協定」は、福知山市、舞鶴市、綾部市、三和町、夜久野町、大江町、宮津市の4市3町の間において、平成8年10月14日付けで締結している。

(2) 近隣の消防機関との連携体制の整備

市は、宮津与謝消防組合及び消防団の活動が円滑に行われるよう、他の消防機関との調整や応援体制などの連携を促進する。

※ 宮津市消防団は、「宮津市・伊根町消防団火災応援覚書」を、伊根町消防団と平成3年7月1日付けで締結している。

※ 宮津市は、「宮津市・加悦町・野田川町・岩滝町・伊根町・消防相互応援協定」を、宮津市、加悦町、野田川町、岩滝町、伊根町の1市4町の間において、昭和40年10月1日付けで締結している。

※ 宮津与謝消防組合は、「船舶火災の消火活動に関する宮津海上保安署と宮津与謝消防組合との協定書」を、宮津海上保安署と締結している。

※ 宮津与謝消防組合は、「消防相互応援に関する協定」を、京丹後市消防本部と締結している。

※ 宮津与謝消防組合は、「消防相互応援に関する協定」を、豊岡市消防本部と締結している。

※ 「京都府広域消防相互応援協定」を京都府内の全市町村と消防一部事務組合が締結している。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握するよう努める。

(2) 医療機関との連携

市は、武力攻撃事態等の発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう宮津与謝消防組合及び消防団とともに、地域災害医療センター(京都府立医科大学附属北部医療センター)、京都府内の救急救命センター、与謝医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換等を通じて、京都府救急医療情報システム等の活用を図るなど広域的な連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の輸送等について必要な協力が得

られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自治会及び自主防災組織等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための器材等の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、日本赤十字社、市社会福祉協議会、その他各種ボランティア関係団体、福祉関係の住民組織等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

6 市内の様々な機関、団体との協力関係の構築

市は、京都府と連携し、武力攻撃事態等の情報、警報、避難の指示、緊急通報など様々な情報を住民に対して迅速かつ的確に伝達し、また、被災情報や安否情報の収集を円滑に実施するため、市内の様々な機関や団体との協力関係の構築に努める。

項目	関係機関、関係施設等
警報等の伝達	学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者
安否情報の収集	府警察、医療機関、学校、大規模事業所の管理者
その他	観光関連事業者、生活関連等施設の管理者

第3章 情報の収集・伝達・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等においては、国民保護措置に関する情報、警報及び避難の指示の伝達、被災情報、安否情報など様々な情報を関係機関相互間で共有し、住民に対して迅速かつ的確にこれらの情報を伝達することが重要である。このため、市は、通信の確保及び情報収集、提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 通信の確保

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に当たっては、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の危機発生時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された近畿地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供等を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常電源の確保を図るなど、既存の体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

2 情報の収集、提供等の体制整備

(1) 情報の収集、提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集し、又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制整備の留意事項

体制の整備に際しては、既存の体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供に留意する。

(3) 関係機関との情報の共有

市は、既存のシステムを活用し、国民保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

(4) 市において留意する情報収集

市は、日本海に面する着上陸用の小型船舶等が接岸容易な長い海岸線を有することから、海上保安署、府警察、京都府漁業協同組合、漁業従事者、釣り船その他一般住民等からの通報等による不審船、不審者情報を迅速に把握し、関係機関相互の情報共有や協力体制により情報の収集・提供に努める。

3 警報等の通知及び伝達に必要な準備

(1) 警報等の通知及び伝達に必要な準備

市は、警報や避難の指示等を迅速かつ的確に伝達できるよう、住民、関係団体及び関係機関の連絡先及び連絡方法を把握するとともに、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位等）により速やかに住民、関係団体及び関係機関に通知し、伝達する。

市は、対処に時間的余裕のない事態に対する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、引き続き全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携する情報伝達手段を整備する。

(2) 情報伝達体制の整備

市は、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、京都府デジタル疎水ネットワーク（地上系・衛星系）、衛星携帯電話、消防救急無線、防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク（L G W A N）等の公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用・管理し、更に、広報車、消防団及び自主防災組織や自治会等の地域コミュニティーを通じた伝達等によるほか、指定公共機関及び指定地方公共機関である放送事業者との協力、I C T（情報通信技術）等を活用した迅速な情報提供システムの構築に努めるなど情報伝達体制の整備を図る。

(3) 海上保安署及び府警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が迅速かつ的確に行われるよう、海上保安署及び府警察との協力体制を構築する。

(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、京都府から警報の通知を受けたときに迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用し、又は居住する施設等について、京都府との役割分担を考慮し、連絡体制を構築する。

(5) 民間事業者からの協力の確保

市は、京都府と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待

される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みを他の機関に周知すること等により、協力が得られやすい環境の整備に努める。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の収集照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により収集し、安否情報システムを用いて京都府に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

2 死亡した住民

- （上記①～⑥に加えて）
- ⑩ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑪ 死体の所在

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、京都府と連携して、安否情報を円滑に収集、整理し、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の収集、整理の事務処理体制を定めるとともに、職員に対し、必要な研修及び訓練を行う。更に、安否情報システムなど新たなシステムの活用に努める。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、医療機関、学校、大規模事業所等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいて、あらかじめ把握しておく。また、市対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知する。

5 被災情報の収集及び報告

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び京都府知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害 (第 報)

平成 年 月 日 時 分
宮 津 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所 (又は地域)

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号 (北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じて担当者の育成に努める。

第4章 避難及び救援に関する体制の整備

市は、避難及び救援に関する国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、避難及び救援に関する体制の整備について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網及び避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
(人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(避難経路として想定される高速道路、国道、府道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト (データベース策定後は、当該データベース)
(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(備蓄物資の所在地、数量)
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関(国、府、民間事業者等)の連絡先一覧、協定
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行うとともに、訓練を行うこと等、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが

困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力が重要なことから、平素から連携・協力の関係を構築する。

(5) 学校、事業所との連携

市は、学校、事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、学校、事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、避難に対する意識の向上を図る。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、宮津与謝消防組合、消防団、京都府、府警察、海上保安署、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成したマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期の避難方法）、観光旅行者等や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 京都府との調整

市は、京都府から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や、市が京都府の行う救援を補助する場合について、市の行う救援の活動内容や京都府との役割分担等を、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ京都府と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

ア 市は、迅速かつ的確に救援に関する措置が実施できるよう収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を整備する。

イ 市は、既存の協定等を踏まえ、救援等の物資の確保に努めるとともに、物資の売渡し要請等に係る事務処理手順を策定する。

4 運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等

(1) 運送事業者との連携の強化

市は、京都府と連携して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と関係団体との運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民等及び緊急物資の運送を実施する体制の整備に努める。

(2) 運送事業者等の輸送力の把握

市は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認及び運送事業者や近畿運輸局等の協力により、あらかじめ運送事業者の輸送力や道路、鉄道等の運送施設に関する情報を把握する。また、他の運送事業者などの関係機関等が保有するバスなど運送手段の保有状況の把握に努める。

5 交通の確保に関する体制等の整備

市は、緊急輸送ルート確保を図るため、他の道路管理者や府警察と連携し、緊急交通路線選定の判断等が迅速に実施できるための体制を構築するとともに、自ら管理する道路、橋りょう、トンネル等の危険個所の整備に努める。

6 避難施設の指定への協力

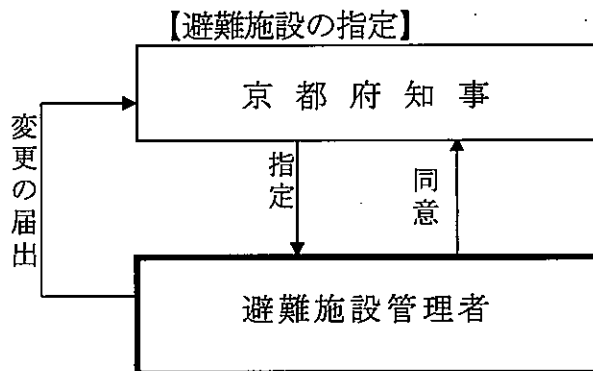
市は、京都府が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど京都府に協力する。また、市は、京都府が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、京都府と共有するとともに、京都府と連携して住民に周知する。

※【京都府の避難施設指定に当たっての留意事項】

①事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を

把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。また、爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を必要に応じ指定する。

- ②避難住民を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模の施設を指定するよう配慮する。
- ③物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の収容や救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ④火災の影響を受けやすい危険物質等の取扱所に隣接した場所、土砂災害のおそれのある急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- ⑤幹線道路から近距離にあること、適当な幅の道路に接していること等、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。



第5章 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、生活関連等施設（武力攻撃等を受けると、周囲に多大な被害を及ぼしたり、住民の生活に大きな影響を与える施設をいう。以下同じ。）の安全確保について特に配慮する必要があるため、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握等

市は、生活関連等施設について、自ら保有する情報や京都府を通じて把握した情報に基づき、施設名称、連絡先等の情報を把握するとともに、これらの関係機関と府との連絡体制を整備する。

施設の種別	対 象
発電所、変電所	電気事業法第2条第1項第17号の電気事業者又は同項第12号の卸供給事業者がその事業の用に供する発電所(最大出力5万kw以上のものに限る。)又は変電所(使用電圧10万V以上のものに限る。)
ガス工作物	ガス事業法第2条第13項のガス工作物(同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第2項のガス小売業(同条第1項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。)の用に供するものを除く。)
取水・貯水・浄水施設、配水池	水道法第3条第2項の水道事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、1日につき10万m ³ 以上の水を供給する能力を有するもの
鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法第8条第1項の鉄道施設又は軌道法による軌道施設であって、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に、供するもののうち、当該施設の1日当たりの平均的な利用者の人数が10万人以上であるもの
電気通信事業用交換設備	電気通信事業法第2条第5号の電気通信事業者(同法第9条の登録を受けた者に限る。)が、その事業の用に供する交換設備(同法第12条の2第4項第2号ロの利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数に満たないもの及び同項の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数に満たないものを除く。)
放送用無線設備	放送法第2条第23号の基幹放送事業者(放送大学学園法第3条に規定する放送大学学園を除き、地上基幹放送(放送法第2条第15号の地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。)を行うものに限る。)が行う放送法第2条第4号の国内放送(地上基幹放送に限

	る。)の業務に用いられる放送局(同条第 20 号の放送局をいう。以下この号において同じ。)であって、同法第 91 条第 2 項第 3 号に規定する放送系において他の放送局から同法第 2 条第 1 号の放送をされる同条第 28 号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再放送することを主として行うもの以外のものの無線設備
水域施設、係留施設	港湾法第 52 条第 1 項第 1 号の国土交通省令で定める水域施設又は係留施設
ダム	河川管理施設等構造令第 2 章の規定の適用を受けるダム
危険物質等の取扱所	国民保護法第 103 条第 1 項の危険物質等の取扱所

2 市が管理する公共施設等における警戒

市は、市が管理する公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等においては、必要に応じ、京都府の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、府警察及び海上保安署等との連携を図る。

第6章 物資及び資材の備蓄、整備

市は、国民保護措置の実施に当たり、物資及び資材の備蓄又は整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄又は整備

(1) 防災のための備蓄体制の活用

市は、避難や救援に必要な物資及び資材については、防災のために備えた物資及び資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねて整備する。

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料、安定ヨウ素剤、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具等

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

市は、国民保護措置の実施のため特に必要となる物資及び資材、特殊な医薬品等については、京都府と連携し調達体制を整備するとともに、京都府の整備の状況等も踏まえ、必要に応じ備蓄する。

(3) 京都府、近隣市町その他関係機関との連携

市は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄又は整備を図るため、京都府、近隣市町その他関係機関と連携し、相互に備蓄状況の把握に努め、既存の協定等について必要な見直しを行うなど備蓄物資等を融通しあえるよう関係強化に努める。また、官津市、伊根町及び与謝野町と協同して、官津与謝消防組合に必要な物資の備蓄を図る。

(4) 物資の調達体制の整備

市は、公的備蓄だけでは対応できない場合に備え、食料品、生活必需品などの調達、あつせんを円滑に行えるよう、企業等との連携強化に努め、既存の災害時における応急対策物資供給等に関する協定等について必要な見直しを行うなど調達体制の整備に努める。

2 市が管理する施設、設備等の整備及び点検等

(1) 施設、設備等の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、市が管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用して整備及び点検を行うとともに、系統の多重化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の迅速かつ的確な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、適切な保存を図り、バックアップ体制の整備に努める。

第7章 国民保護に関する研修、訓練及び啓発等

市は、職員の危機管理能力の向上に資する研修及び訓練を実施するとともに、国民保護の意義や仕組み、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等についての啓発等を行うため、市が実施する研修、訓練、啓発等について、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、京都府立消防学校等の研修機関の研修課程や京都府の実施する研修等を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修

市は、職員に対して、国、京都府等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、京都府と連携し、消防団員、学校関係者、大規模事業所関係者及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】 (<http://www.kokuminhogo.go.jp/>)

※【総務省消防庁ホームページ】 (<http://www.fdma.go.jp/>)

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、京都府、自衛隊、海上保安署及び府警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、宮津与謝消防組合、近隣市町、京都府、国等関係機関と共同するなどして、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護措置についての訓練を実施する。

また、訓練の実施に当たっては、テロ等をはじめとする具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用い、府警察、海上保安署、自衛隊をはじめ市

国民保護協議会構成団体等と十分連携を図りながら、実践的な訓練の実施に努める。

なお、訓練の形態については、訓練の目標、実施効果等を考慮の上、選定を行う。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練、実際に人・物等を動かす実動訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練等を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 実施する訓練の種別等に応じて、住民に当該訓練への参加を広く呼びかけ、訓練の普及啓発に努める。その際、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ウ 市は、京都府と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用し、又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- エ 市は、府警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について配慮する。
- オ 訓練終了後は、事後評価を行うとともに、課題や教訓を明らかにしたうえで、市国民保護計画の見直し等に反映させる。

3 国民保護措置に関する啓発等

(1) 啓発の方法

市は、国及び京都府と連携しつつ、住民、事業所等に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、危機管理能力の向上や国民保護措置の重要性について継続的かつ段階的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、第1編第2章に掲げる国民保護措置に関する基本方針についての啓発に努める

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、京都府教育委員会の協力を得て、児童及び生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、学校において、安全教育や生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

(4) 国民保護措置に関する研究

市は、平素から武力攻撃災害やNBC災害等に関する情報を収集するとともに、避難誘導等の国民保護措置に関する研究に努め、必要に応じ、住民に収集した情報や研究結果を提供する。

4 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。また、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動や、テロが発生した場合に住民がとるべき対処について、平素から住民に対し周知に努めるものとする。また、市は、日本赤十字社、京都府、宮津与謝消防組合、消防団などとともに、傷病者の応急手当の方法について普及に努める。

第8章 避難行動要支援者等への支援体制の整備

市は、武力攻撃事態等において、京都府、近隣市町村をはじめとする関係機関と連携し、高齢者、障害者、乳幼児、疾病等の療養者その他の特に配慮を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）及び言語、生活習慣の異なる外国人に対し、避難、救援、情報伝達などの国民保護措置が迅速かつ的確に実施できるために必要な対策について、以下のとおり定める。

1 避難行動要支援者への支援

(1) 避難行動要支援者等の情報収集・情報伝達・避難支援体制の整備

市は、「宮津市災害時たすけあいネットワーク」の協力団体（宮津与謝消防組合、消防団、市社会福祉協議会、市民生児童委員協議会、自治会、自主防災組織等）及び学校、幼稚園、保育園、介護保険関係施設等との連携のもと、避難行動要支援者及び避難協力者に関する最新の情報収集に努めるとともに、情報の迅速かつ的確な伝達や安否確認が可能な体制の整備に努める。

さらに、上述の関係団体と避難協力者が連携して、個々の避難行動要支援者に対しての避難支援体制の充実に努める。

なお、情報の収集に当たっては、本人の同意を得る等個人情報の保護に十分配慮し、収集した情報は適正に取り扱うものとする。

また、京都府が構築するITによる情報等の伝達や安否確認のシステムとの連携を強化する。

(2) 病院等施設利用者の避難誘導體制の整備

市は、京都府と連携して、病院、老人福祉施設、障害者施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の管理者に対して、火災や地震等のための既存の計画等を参考にして、平素から避難誘導を適切に行うための体制の整備に努めるよう要請する。

(3) 避難行動要支援者の安全確保等

ア 市は、避難実施要領を作成する場合、武力攻撃事態等において避難行動要支援者が迅速かつ適切に避難できるよう配慮する。

イ 市は、武力攻撃事態等を想定した訓練を実施する場合、住民等の協力も得て避難行動要支援者を含めた訓練の実施に留意する。

ウ 市は、食料及び生活必需品の確保に当たっては、避難行動要支援者のニーズに配慮した物資の確保に努める。

エ 市は、京都府と連携して点字や音声等を使用した広報媒体を活用するなどの方法により、国民保護等の啓発に努める。

2 外国人への支援

(1) 外国人支援体制の整備

市は、武力攻撃事態等をはじめ様々な緊急事態において、地域全体で外国人を支援できる体制の整備に努める。

(2) 日本語の理解が不十分な外国人への情報伝達

市は、京都府と連携して日本語の理解が不十分な外国人に対し警報、避難の指示などの情報について多言語化に努める。

(3) 避難所の運営

市は、京都府と連携して、言語、生活習慣の異なる外国人に配慮した避難所の運営に努める。

(4) 外国人の安全確保

ア 市は、防災等の避難場所、道路標識等の標示板の多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。

イ 市は、京都府と連携し、防災や国民保護の訓練への外国人住民の参加の推進に努める。

ウ 市は、京都府及び国と連携し、外国語による啓発パンフレットの作成・配布など多言語による国民保護等の普及啓発に努める。

エ 市は、外国人雇用者の多い企業・事業所などにおける国民保護に関する啓発が行われるよう配慮する。

第9章 観光旅行者等の保護

特別名勝・日本三景「天橋立」を有する本市には、多くの観光旅行者等が訪れる。

武力攻撃事態等においては、警報や避難の指示など多くの情報が、市から自治会等を通じて住民に伝達されることとなるが、観光旅行者等は、こうした伝達ルートから情報を入手することが困難な状況にあり、また、地理にも不案内である。

こうしたことから、市は、観光旅行者等に対し、住民と同様、国民保護措置を迅速かつ的確に実施できるよう、必要な対策について、以下のとおり定める。

なお、外国人観光旅行者等については、前章2の「外国人への支援」も踏まえ配慮を行うものとする。

1 観光旅行者等への情報伝達体制の構築

(1) 観光旅行関係団体との連携

市は、京都府と連携し、観光旅行者等に対し警報、避難の指示などの情報を迅速かつ的確に伝達できるよう、(一社)京都府北部地域連携都市圏振興社天橋立地域本部や観光関連の団体等を通じて、旅館、ホテル、観光施設、神社仏閣等の文化財などの観光関連施設への情報伝達体制及び観光旅行者等が利用する公共交通機関やタクシー、みやげ物店、コンビニエンスストア等との情報伝達体制の整備に努める。

(2) 観光旅行者等への情報提供

市は、京都府と連携し、観光旅行者等への情報を迅速かつ的確に提供できるよう、情報提供窓口の設置やICT(情報通信技術)を活用した情報等の伝達体制の構築に努めるとともに、放送事業者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できるよう平素から連携に努める。

2 帰宅困難な観光旅行者等対策

他の都道府県や他の市町村で武力攻撃事態等が発生した場合、公共交通機関が途絶し、帰宅が困難な観光旅行者等が市内に発生することが想定される。こうしたことから、市は、京都府と連携して、「相談窓口等の設置」、「帰宅支援活動」の対策について検討する。

また、こうした事態が長期に及ぶ場合に備え、帰宅困難な観光旅行者等のための一時的な滞在所の設置等の措置について、京都府とも連携して協議検討する。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 実施体制の確立

第1 事態認定前における初動体制

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、このような事態における初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要であることから、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 情報連絡体制の整備

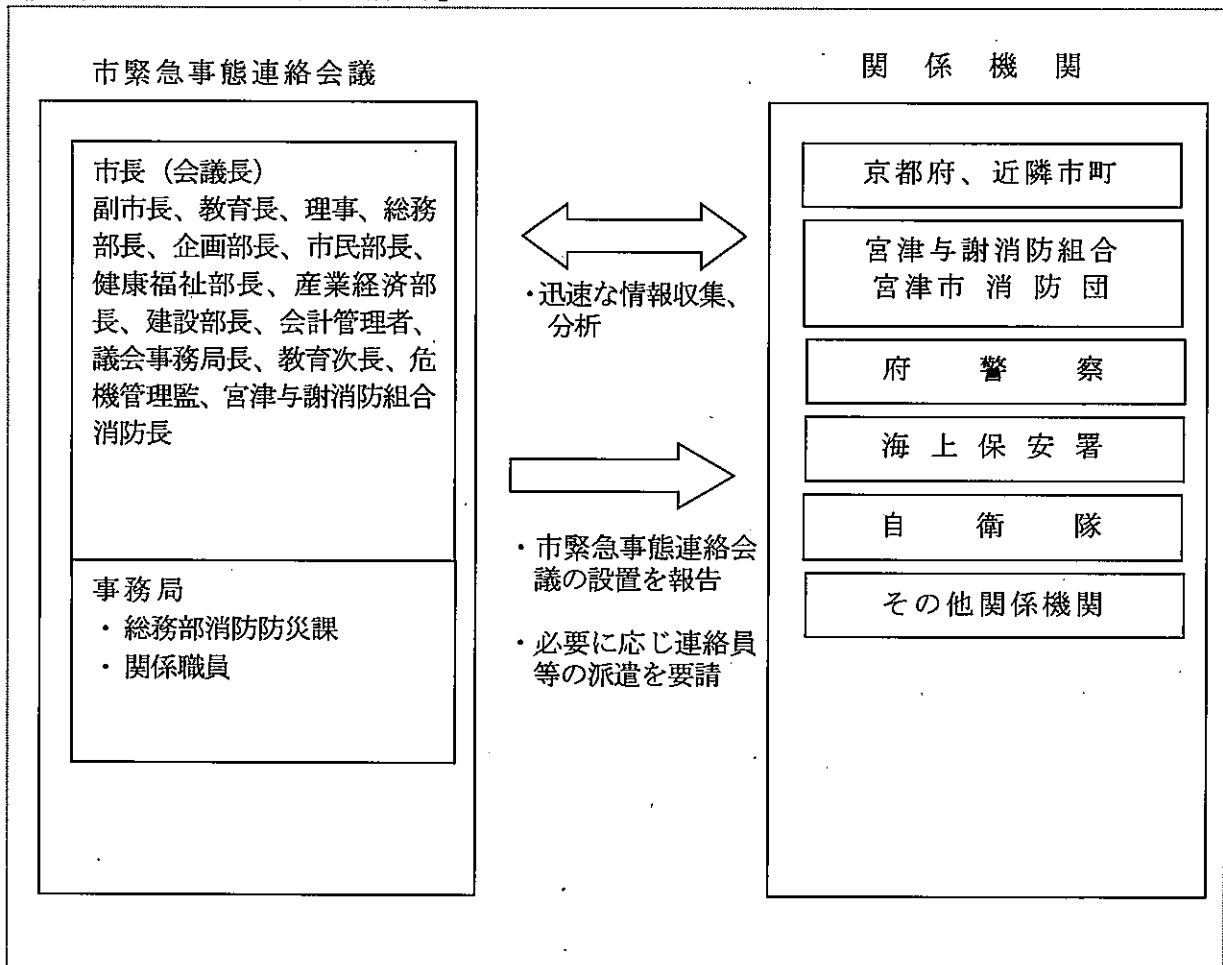
市は、国や京都府からの情報により、武力攻撃の兆候の通報や武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の発生等を把握した場合において、必要に応じ関係職員を参集させ、直ちに警戒体制を敷くとともに、以下の対応を行う。

- (1) 武力攻撃の兆候の通報や他市町村及び他府県での武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の発生について、直ちに市長に報告する。
- (2) 市理事者会議メンバー、宮津与謝消防組合消防長及び総務部消防防災課による情報連絡会議を開催し、以下の事項について協議・検討する。
 - ア 情報の収集及び分析に関すること
 - イ 必要な初動措置に関すること
 - ウ 住民への広報や報道対応に関すること
 - エ その他必要な事項
- (3) 京都府、府警察、指定地方公共機関などの関係機関と連絡調整を行う。
- (4) 収集・整理した情報を適宜、市長に報告し、必要に応じ指示を仰ぐ。

2 市緊急事態連絡会議の設置

市長は、住民、宮津与謝消防組合、消防団、府警察、現場等からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、京都府及び府警察に連絡を行うとともに、市として迅速かつ的確に対処するため、宮津市緊急事態連絡会議（以下「市緊急事態連絡会議」という。）を設置する。

【市緊急事態連絡会議の構成等】



3 市緊急事態連絡会議の初動措置

(1) 京都府への報告

市は、事案の発生、市緊急事態連絡会議の設置等について、直ちに京都府に連絡する。

(2) 関係機関との連携

市緊急事態連絡会議は、京都府、府警察、宮津与謝消防組合、消防団、海上保安署、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、京都府、宮津与謝消防組合、消防

団、市教育委員会、自治会、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対し迅速に情報提供を行う。

(3) 初動対応

ア 市は、市緊急事態連絡会議において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の宮津与謝消防組合及び消防団による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは消防隊及び救急隊等の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助活動等の応急措置を行う。

また、市長は、国、京都府等から入手した情報を宮津与謝消防組合及び消防団等へ提供するとともに、必要な要請、指示を行う。

イ 市は、警察官が行う警察官職務執行法に基づく避難の指示、警戒区域の設定、道路交通法に基づく交通規制等が円滑になされるように府警察と緊密な連携を図る。

ウ 政府による事態認定が行われ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、京都府や他の市町村等に対し支援を要請する。

4 国民保護対策本部に移行する場合の調整

(1) 市緊急事態連絡会議を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、国民保護対策本部を設置すべき旨の指定の通知があった場合は、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市緊急事態連絡会議は廃止する。

(2) 市対策本部の設置前に災害対策基本法等に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講じるなど必要な調整を行う。

5 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

(1) 市は、国から京都府を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に対して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制の強化が必要と判断した場合には、市緊急事態連絡会議を設置して、即応体制の強化を図る。

- (2) 市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう体制を構築する。

第2 事態認定後の体制

市は、事態認定後において、迅速かつ的確な国民保護措置を実施するため、市対策本部の設置手順、組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び京都府知事を経由して対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合は、直ちに市対策本部を設置するとともに、その旨を市議会に報告する。

また、市長は、市が市対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、京都府知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき地方公共団体の指定を行うよう要請する。

【市対策本部設置の手順】

（市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。）

- ① 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知の受理
市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び京都府知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。
- ② 市長による市対策本部の設置
指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。（事前に市緊急事態連絡会議を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。）
- ③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集
市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市対策本部に参集するよう連絡する。
- ④ 市対策本部の開設等
市対策本部担当者（国民保護担当）は、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。この場合に、速やかに通信手段（電話、ファクシミリ、電子メール等）の状態を確認する。
- ⑤ 交替要員等の確保
市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料・燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

2 市対策本部の設置場所

市対策本部は、市役所庁舎内に設置する。

また、市役所庁舎が被災するなど市対策本部を市役所庁舎内に設置できない場合には、市の管理施設等の中から事態の状況等を考慮して指定した場所に設置する。

市域を越える避難が必要で、市内に市対策本部を設置することができない場合には、京都府知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

3 市対策本部の組織

(1) 市対策本部長、副本部長、本部員

ア 市対策本部本部長（以下「市対策本部長」という。）は、市長とし、市対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

イ 市対策本部副本部長（以下「市対策副本部長」という。）は、副市長、教育長、理事をもって充て、市対策本部長を補佐し、市対策本部の事務を整理する。

ウ 市対策本部の本部員は、総務部長、企画部長、市民部長、健康福祉部長、産業経済部長、建設部長、会計管理者、議会事務局長、教育次長、危機管理監、宮津与謝消防組合消防長をもって充てる。

【市対策本部の組織図】

市対策本部長	市長
市対策副本部長	副市長 教育長 理事
本部員	総務部長、企画部長、市民部長、健康福祉部長、産業経済部長、建設部長、会計管理者、議会事務局長、教育次長、危機管理監、宮津与謝消防組合消防長
事務局	事務局長：総務部消防防災課長 事務局員：総務部消防防災課員、その他事務局長が必要と認める者

※1 本部組織及び事務については、宮津市災害対策本部規程を準用する。

※2 国民保護措置の実施に当たり、各班に属さない事項が生じた場合は、市対策本部会議において担当班を決定する。

【本部事務局の主な事務】

- ・市対策本部会議の運営に関する事項
- ・市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐
- ・市対策本部長が決定した方針に基づく各部等に対する具体的な指示及び調整
- ・市が行う国民保護措置に関する調整
- ・京都府知事等及び他の市町村長等に対する応援の求め、京都府への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項
- ・京都府を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
- ・被災情報、避難及び救援の実施状況、安否情報等の収集・整理及び集約に関する事項
- ・市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録
- ・通信回線や通信機器の確保
- ・被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
- ・市対策本部員や市対策本部職員の勤務管理
- ・食料の調達等庶務に関する事項

【武力攻撃事態における主要な業務】

- ・市対策本部に関すること
- ・避難実施要領の策定に関すること
- ・安否情報の収集に関すること
- ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること
- ・避難施設の運営体制の整備に関すること
- ・高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること
- ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること
- ・廃棄物処理に関すること
- ・復旧に関すること
- ・特殊標章等の交付に関すること
- ・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。）
- ・住民の避難誘導に関すること

(2) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の迅速かつ的確な実施並びに国、京都府等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

4 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（京都府、宮津与謝消防組合、消防団、府警察、海上保安署、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は、職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

5 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の迅速かつ的確な実施を図る。

(1) 市域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 京都府対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、京都府対策本部長に対して、京都府並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して必要な総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、京都府対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め

市対策本部長は、京都府対策本部長に対し、市域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

6 市対策本部の廃止

市対策本部長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び京都府知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止す

る。

7 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、インターネット、地域防災行政無線等の固定系通信回線の利用等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に派遣する。

また、直ちに京都府を通じ、総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講じるよう努める。

第3 体制及び職員の配置基準

市は、事態の状況に応じた職員の参集体制等の基準について、以下のとおり定める。

なお、必要な動員については、武力攻撃事態等の態様ごとに、その都度判断する。

	事態の具体的な状況		配 備 体 制
事 態 認 定 前	○府警察等から市内での武力攻撃の兆候の通報があった場合 ○他の市町村で武力攻撃事態の認定につながる可能性のある事案が発生した場合	情 報 連 絡 体 制	《参集職員》 市長、副市長、教育長、理事、総務部長、企画部長、市民部長、健康福祉部長、産業経済部長、建設部長、会計管理者、議会事務局長、教育次長、危機管理監、宮津与謝消防組合消防長、総務部消防防災課、その他必要と認める職員
	○市内で、武力攻撃事態の認定につながる可能性のある事案が発生した場合 ○近隣の市町で武力攻撃事態の認定につながる可能性のある事案が発生し、避難住民の受入等の準備を行う必要がある場合	緊 急 事 態 連 絡 会 議	《参集職員》 市長、副市長、教育長、理事、総務部長、企画部長、市民部長、健康福祉部長、産業経済部長、建設部長、会計管理者、議会事務局長、教育次長、危機管理監、宮津与謝消防組合消防長、総務部消防防災課、その他必要と認める職員

事 態 認 定 後	○他の市町において武力攻撃災害が発生した場合		
	国から国民保護対策本部を設置する市として指定の通知を受けたとき		
	○他の市町村で武力攻撃災害が発生し、避難住民の受入等を行う必要がある場合 ○市内において、地域、被害が限定された武力攻撃災害が発生した場合 ○市内において、広域的、大規模な武力攻撃災害が発生した場合	市 対 策 本 部	市防災計画に定める 災害対策本部3号動員（全員） 宮津与謝消防組合消防長

第2章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、国、京都府、府警察、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国及び京都府の対策本部との連携

(1) 国及び京都府の対策本部との連携

市は、京都府の対策本部・支部（京都府は、京都府対策本部長が必要と認めるときは広域振興局長を支部長とする京都府国民保護対策支部を設置する。）及び、京都府を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国及び京都府の現地対策本部との連携

市は、国及び京都府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・京都府と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 京都府知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 京都府知事等への措置要請

市は、市域における国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、京都府知事その他京都府の執行機関（以下「京都府知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 京都府知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市域における国民保護措置の求めを迅速かつ的確に実施するため特に必要があると認めるときは、京都府知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、関係する

指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、京都府知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、市長は、通信の途絶等により、京都府知事に対し自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合、努めて当該区域を担当区域とする自衛隊京都地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊中部方面総監、海上自衛隊舞鶴地方総監、航空自衛隊中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び京都府知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

なお、国民保護等派遣の要請により、出動した自衛隊の部隊等が実施する主な役割は、以下のとおりである。

① 避難住民の誘導 (誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等)
② 避難住民等の救援 (食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等)
③ 武力攻撃災害への対処 (被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等)
④ 武力攻撃災害の応急復旧 (危険ながれきの除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等)

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村等との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 京都府への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、京都府知事等に対し応援を求める。この場合、応援

を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行う。

(ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、京都府に届け出る。

ウ 事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長は、その内容を速やかに市議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、京都府を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、京都府を経由して総務大臣に対し、職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市が行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、京都府に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織、自治会等による警報の内容の伝達や避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、京都府と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、京都府や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第3章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達及び通知等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

市長は、京都府から警報の内容の通知を受けた場合は、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体に警報の内容を伝達する。この場合において、特に要配慮者及び日本語の理解が不十分な外国人に対し、適切に伝達できるよう十分に配慮する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市長は、市の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。

イ 市長は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/>) への掲載をはじめあらゆる広報媒体を用いて警報の内容を周知する。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として次の要領により情報を伝達する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市域が含まれる場合は、同報系防災行政無線などあらゆる通信手段や伝達方法活用して住民への注意喚起を図り、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市域が含まれない場合は、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。なお、市長が特に必要と認める場合には、市広報車の使用、消防団や自主防災組織による

伝達、自治会等への協力依頼など、防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 警戒伝達体制の整備

市長は、宮津与謝消防組合及び消防団と連携し、自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、宮津与謝消防組合と共同し、宮津与謝消防組合の保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うよう要請するとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、警報の内容の伝達が迅速かつ的確に行われるよう、府警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災と福祉の担当部との連携の下で、「宮津市災害時たすけあいネットワーク」及び避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、原則として、警報の発令の場合と同様とする。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達及び通知方法については、原則として警報の伝達、通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、京都府知事の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なものであることから、避難の指示の住民等への通知及び伝達等について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知及び伝達等

- (1) 市長は、京都府知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難者数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に京都府に提供する。
- (2) 市長は、京都府知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。この場合において、特に要配慮者及び日本語の理解が不十分な外国人に対し、適切に伝達できるよう十分に配慮する。
- (3) 市長は、地理的特性や交通事情等から要避難地域に近接する住民の避難が必要な場合には、京都府知事に対し要避難地域の拡大を要請する。

2 京都府知事から示される避難の指示の内容

(1) 項目

- ア 要避難地域（住民の避難が必要な地域）
- イ 避難先地域（住民の避難先となる地域）
- ウ 住民の避難に関して関係機関が講じるべき措置の概要
- エ 主要な避難経路
- オ 避難のための交通手段等

(2) 住民の避難のための交通手段については、原則、徒歩、自転車及び公共交通機関（バス、鉄道等）とする。

なお、自力での歩行等が困難な要配慮者の避難や半島、中山間地域など公共交通機関が限られている地域などにおける避難については、地理的条件や事態の状況などを考慮し、府警察の意見を聴いた上で、自家用車等を交通手段として示すこととされている。

3 武力攻撃事態の類型の特徴等

- (1) 基本指針に示された武力攻撃事態の4類型別の避難時の留意事項等は、以下のとおり

である。

	着上陸侵攻	ゲリラ、特殊部隊等	弾道ミサイル・航空機
要避難地域の範囲	・広範囲を選定	・比較的狭い範囲に限定されるが、ゲリラ、特殊部隊等の移動によって、広範囲になる場合がある。	・攻撃目標の特定は困難 ・広範囲を選定(航空機のみ)
避難の指示	・比較的長期に及ぶことを前提に対処	・要避難地域からの迅速な避難の実施又は屋内への一時避難 ・移動の安全が確認された後、適切な避難先に移動	・付近のコンクリート造等の堅ろうな施設、建築物の地階、地下街、地下駅舎、地下駐車場等への避難 ・事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難
留意事項	・予測事態での避難が重要 ・避難における混乱防止に努める。 ・運送力の確保 ・国の総合的方針に基づく避難措置の指示を踏まえた対応 ・交通規制の実施	・状況の推移に伴い応急的な避難 ・市、京都府、府警察、海上保安庁、自衛隊間で適切な役割分担のもと避難誘導 ・緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の措置	・弾頭の種類により対応が大きく異なる。

(2) 基本指針に示されたNBC攻撃の避難行動等は、以下のとおりである。

	核兵器等	生物兵器	化学兵器
共通の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消防機関、府警察は、防護服を着用する等、隊員の安全を図るための措置を講じたうえで、避難住民を誘導 ・避難誘導の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用させること、マスクや折畳んだハンカチ等を口及び鼻にあてさせることなどに留意 		
初期避難及びその後の避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ・核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受けた地域については、爆心地周辺から直ちに離れ地下施設等に避難、安定ヨウ素剤の服用、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難 ・放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある場合は、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難 ・放射性降下物による被ばくを最小限に押さえるため、風上又は風横方向に避難 ・ダーティボムによる攻撃の場合は、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近くの地下施設等に避難 	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・人や動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が非常に困難であり、関係機関は住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれがない安全な地域に避難 ・化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難

(3) 基本指針に示された緊急処理事態の特徴等は、以下のとおりである。

	攻撃対象施設等による分類		攻撃手段による分類	
	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃	多数の者が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃	多数の者を殺傷する特性を有する物質等による攻撃	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等
事態例	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業所等の破壊 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 危険物積載船への攻撃 ダムの破壊 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破 	<ul style="list-style-type: none"> ダーティボム等の爆破による放射能の拡散 炭疽菌等生物剤の大量散布 サリン等化学剤の大量散布 水源地に対する毒素等の混入 	<ul style="list-style-type: none"> 航空機等による自爆テロ 弾道ミサイル等の飛来
被害の概要	<ul style="list-style-type: none"> 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障 危険物の拡散による住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障 下流に及ぼす被害は多大 	<p>爆破による人的被害が発生、施設が崩壊した場合には人的被害は多大</p>	<ul style="list-style-type: none"> 爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害や、放射線により正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症、小型核爆弾は、核兵器の特徴と同様 生物剤の特徴は生物兵器の特徴と同様、毒素の特徴は、化学兵器の特徴と類似 化学剤の特徴は、化学兵器の特徴と同様 	<ul style="list-style-type: none"> 施設破壊に伴う人的被害で、施設の規模により被害規模が変化 攻撃目標周辺への被害も予想 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障

4 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考に、避難の指示の内容に応じた避難実施要領案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、宮津与謝消防組合、消防団、京都府、府警察、海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

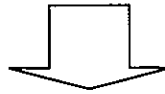
その際、避難実施要領の通知及び伝達が避難の指示の通知後、速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

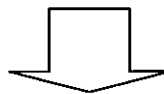
【避難実施要領に定める事項（国民保護法第61条第2項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

京都府からの受信
京都府対策本部長による「避難指示」の受信



避難実施要領の作成
 <避難実施要領に定める事項>
 ①避難の経路、避難の手段、避難の手順
 ②避難住民の誘導の実施方法
 　・移動手段
 　・集合場所、集合時間
 　・避難の留意事項
 　・要配慮者の誘導
 　・残留者の確認
 ③避難住民の誘導に係る関係職員の配置
 　・警察等の関係機関との役割分担
 　・避難住民の引率
 　・避難施設への配置
 　・要配慮者の誘導
 ④その他避難の実施に必要な事項



避難実施要領の伝達
 <伝達先>
 　・住民
 　・国公私の団体
 　・市
 　・京都府
 　・府警察
 　・自衛隊
 　・その他関係機関

(2) 避難実施要領の策定の留意事項

市長は、府国民保護計画に記載されている以下の事項に留意して、避難実施要領を策定する。

ア 避難の指示の内容の確認（地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態）

イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

（特に、避難指示以前に自主的な避難が行われる状況も考慮）

ウ 避難住民の概数把握

エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

オ 輸送手段の確保の調整（必要な場合に限る。）

（京都府との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）

カ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の配置）

キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、府警察との避難経路の選定、自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）

ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）

コ 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段に係る府対策本部との調整（国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用ニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、京都府を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、京都府を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定したときは、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、宮津与謝消防組合、消防団長、警察署長、海上保安署長及び自衛隊京都地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

なお、避難実施要領の伝達に当たっては、要配慮者、日本語の理解が不十分な外国人、観光旅行者等への伝達に十分に配慮する。

5 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、また、宮津与謝消防組合管理者に対して当該組合の消防長等に対し必要な措置を講ずべきことを指示するよう求め、避難住民を誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、自主防災組織、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に配置された職員（以下「避難誘導員」という。）に、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置するなど、避難誘導の円滑化を図る。

また、避難誘導員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底するとともに、防災服や腕章を着用し、旗や特殊標章等を携行させる。

なお、夜間は、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員は、避難経路の要所要所に夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講じる。更に、市長は、避難誘導を実施するに当たっては、避難誘導員の安全の確保に十分に配慮する。

(2) 宮津与謝消防組合及び消防団の活動

市長は、宮津与謝消防組合に対し、市長の定める避難実施要領に基づき、避難住民の誘導等に協力を要請する。宮津与謝消防組合は、消火活動及び救助救急活動の状況を考慮しつつ、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行が困難な避難行動要支援者の人員輸送車両による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行えるよう協力し宮津市と調整を図る。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、宮津与謝消防組合と連携しつつ、自治会、自主防災組織等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する

情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当するなど地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員、消防団員及び宮津与謝消防組合職員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安署長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下、「警察署長等」という。）に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。要請した場合は、知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模及び状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自治会長等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自治会長や自主防災組織等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、京都府と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を考慮し、住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。

その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、武力攻撃災害の状況及びその対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、

屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

(7) 沿岸部における避難誘導

漁業従事者をはじめとして海岸線に居住している住民等が漁船等の船舶によって避難する際には、海上保安署等に誘導の協力を要請する。

(8) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に対して、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

(9) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき説明を行い、説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(10) 避難所等における安全確保等

市は、府警察が行う被災地、避難所等における犯罪の防止等のための活動に協力を行うとともに、府警察と協力し、住民からの相談に対応するなど、住民の不安の軽減に努める。

(11) 積雪時における住民の避難

市は、積雪時における住民の避難については、避難の経路や交通手段が限定され、移動に時間を要することから、京都府等と連携し、避難住民の健康管理や交通路の確保などについて十分配慮する。

(12) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講じるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(13) 通行禁止措置の周知

市は、市が管理する道路の通行禁止等の措置を行ったときは、他の道路管理者(京都府、京都府道路公社)に通知するとともに、府警察と協力して、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(14) 京都府に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、京都府知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、京都府による救護班等の応急医療体制との連携に留意する。また、避難住民の誘導に際し、必要な飲食物等の資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、京都府知事に対して、調整を行うよう要請する。

市長は、京都府知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講じる。

(15) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、京都府との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、京都府を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、京都府対策本部長に、その旨を通知する。

(16) 避難住民を誘導する者による警告、指示等

避難誘導を行う者は、国民保護法第 66 条第 1 項の規定により、避難に伴う混乱等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれがある者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。この場合において、消防吏員は、警察官が現場にいないときに限り、警告又は指示に従わない者がいる場合や警告又は指示を行ういとまがない場合などについては、国民保護法第 66 条第 3 項の規定により、立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険が生じるおそれがある道路上の車両その他の物件の除去等必要な措置を講じることができる。

(17) 避難住民の誘導への協力

避難誘導を行う警察官等、市職員、宮津与謝消防組合職員及び消防団員は、国民保護法第 70 条の規定により、避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助を行うよう協力を要請することができる。この際、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分配慮するとともに、要請が強制にわたることのないようにしなければならない。

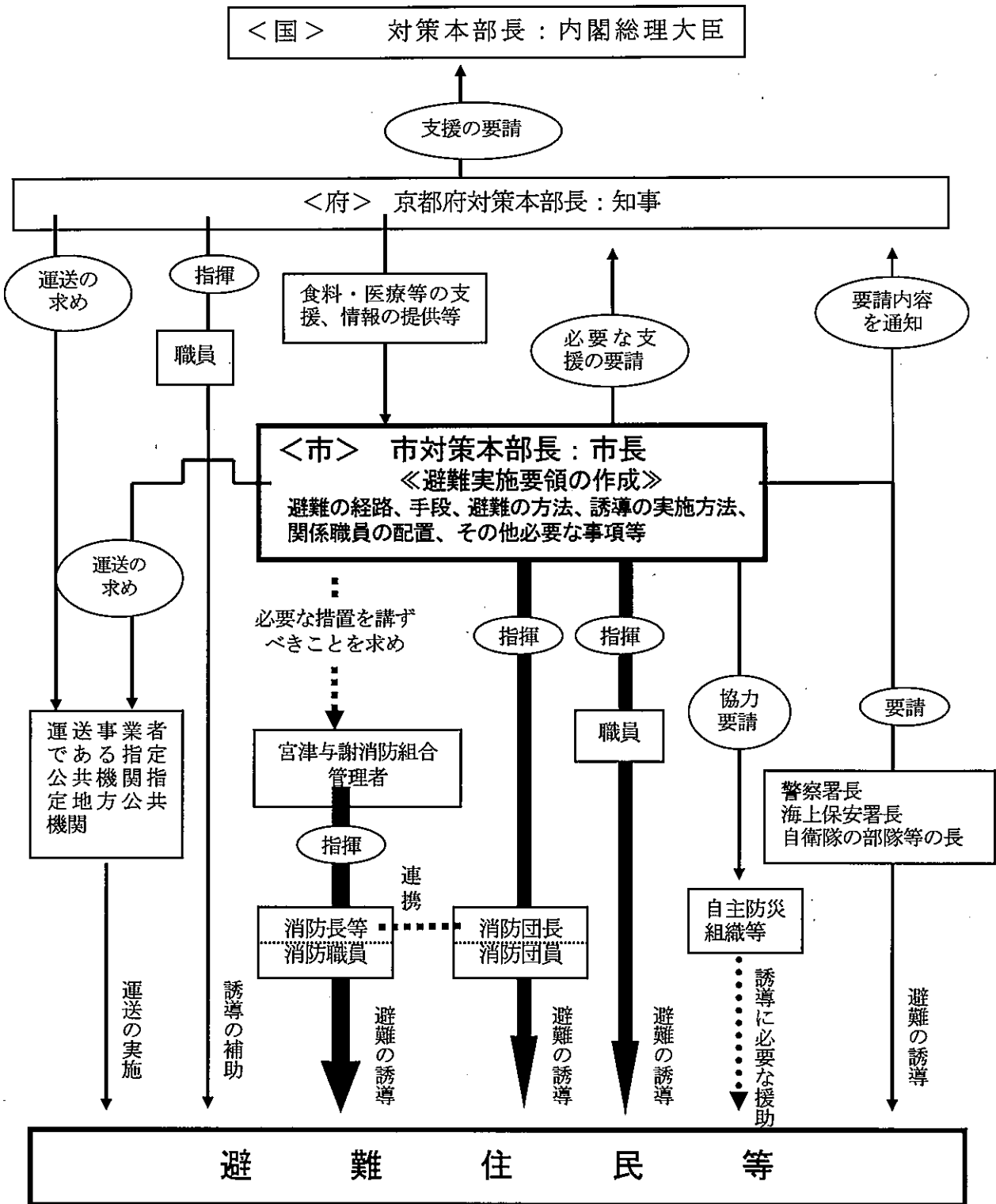
(18) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難の指示の伝達に準じて避難の指示の解除を伝達するとともに、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

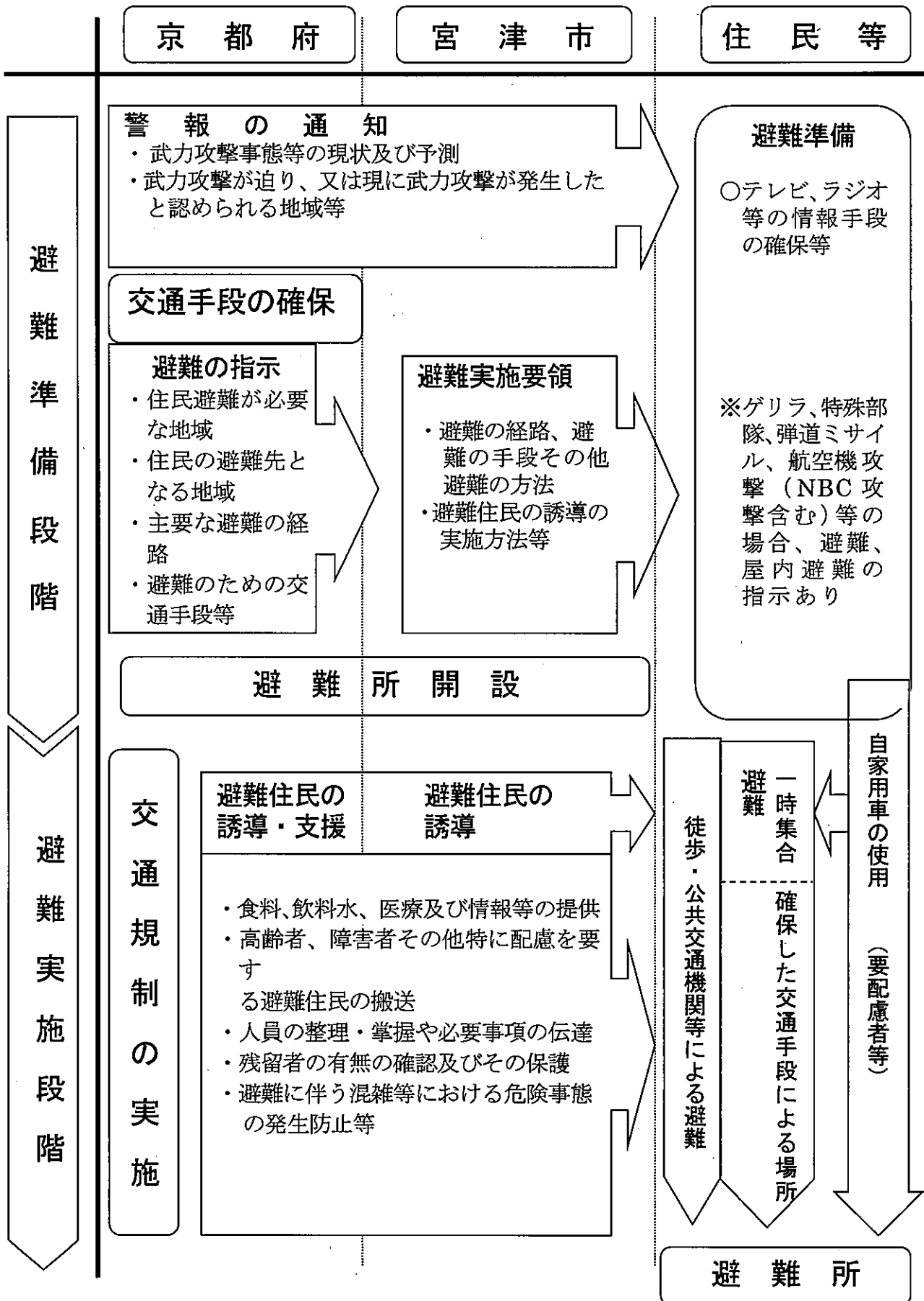
6 病院等の施設在所者の避難

市長は、病院、老人福祉施設、障害者施設、保育園その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の管理者に対し、火災や地震のための既存の計画等を参考にして、職員による引率、保護者等への連絡及び引渡し、車椅子や担架による移動の補助などできる限りの措置を講じるよう要請する。なお、市長は、施設の管理者や市のみでは、十分な運送手段を確保することができない場合には、府警察、自衛隊等の関係機関に運送手段の確保の協力を要請する。

【避難誘導に関する措置関連図】



避難イメージ



第4章 救援

市は、避難先地域において、避難住民等や被災者の生命、身体及び財産を保護するために実施する救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

市は、救援に関する措置を既存の仕組みを活用して行うとともに、特に、要配慮者及び日本語の理解が不十分な外国人に対し、適切に救援を実施できるよう、十分に配慮する。

(1) 救援の実施

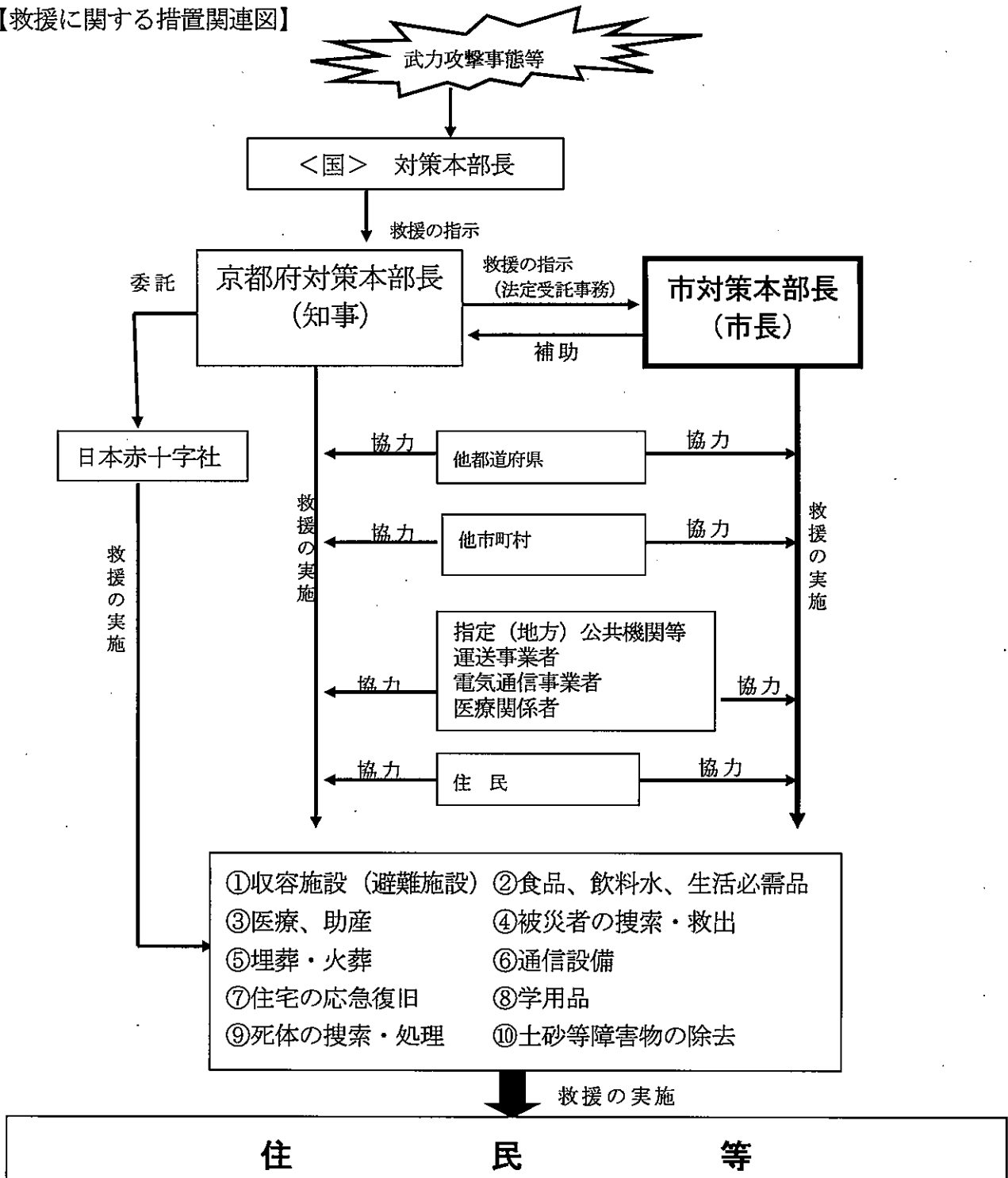
市長は、京都府知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ア 収容施設の供与
- イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ウ 医療の提供及び助産
- エ 被災者の捜索及び救出
- オ 埋葬及び火葬
- カ 電話その他の通信設備の提供
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、京都府知事が実施する措置の補助を行う。

【救援に関する措置関連図】



2 関係機関との連携

(1) 京都府への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、京都府知事に対して国及び他の府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、京都府知事に対し、京都府内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社京都府支部との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、京都府知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

(5) 避難住民等への協力要請

市長は、救援を行うため必要があるときは、国民保護法第80条の規定により、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、必要な援助について協力を要請することができる。この場合において、協力をする者の安全の確保に十分に配慮するとともに、要請が強制にわたることのないようにしなければならない。

3 救援の実施内容等

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び府国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、京都府知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における京都府との連携

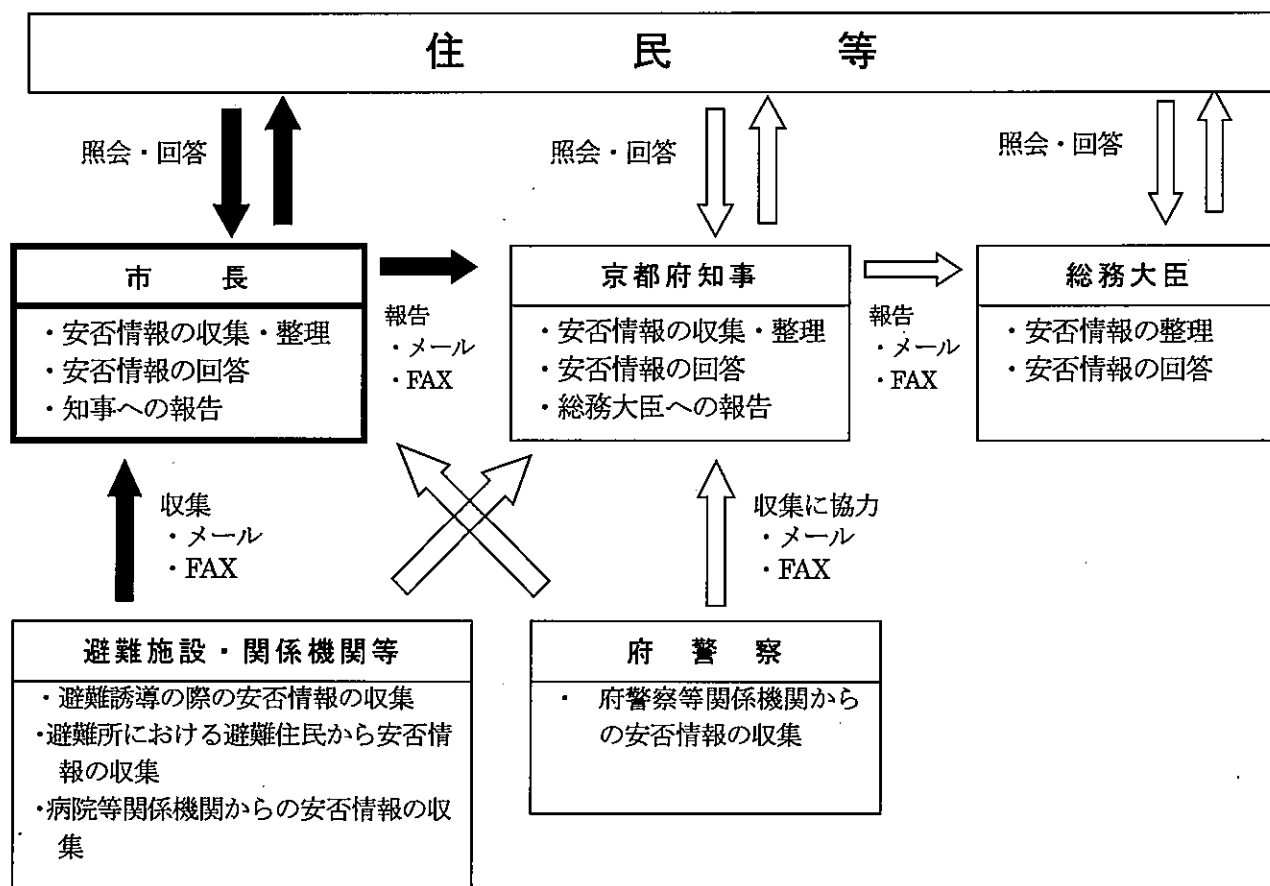
市長は、京都府知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、京都府と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第5章 安否情報の収集及び提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況をなどからその緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、個人情報の保護及び報道の自由に十分に配慮して行うこととし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報の収集、整理及び提供の流れ】



1 安否情報の収集、整理

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、医療機関、学校等からの情報収集、府警察、宮津与謝消防組合等への照会などにより安否情報の収集を行う。この場合において、広く住民の協力を得るよう配慮する。

収集に当たっては、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳など市が保有する情報を参考に避難者名簿を作成する等により行うものとする。

更に避難行動要支援者が滞在している施設における安否情報の収集に努める。

なお、収集に当たっては、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条の規定に基づき、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については、様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を使用して収集する。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送、医療、報道その他の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。

なお、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 京都府に対する報告

市は、京都府への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで京都府に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びファクシミリ番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民等に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口により受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 市は、職員に対し、個人情報である安否情報の取扱いについて、十分留意すべきことを周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、外国人に関する安否情報について、日本赤十字社京都府支部から要請があったときは、その保有する安否情報を個人の情報の保護に配慮しつつ、提供する。

5 安否情報伝達手段の活用

市は、「NTT 災害用伝言ダイヤル」、「災害用ブロードバンド伝言板 (web171)」や「被災者情報登録検索システム IAA」など災害時の安否情報の伝達システム等について、住民に対し活用の推進を図る。

第6章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害の状況、活動時の安全の確保に留意しながら、国、京都府、府警察、自衛隊その他の関係機関との連携の下で活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関する基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的な考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や京都府等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講じる。

(2) 京都府知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講じるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、京都府知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講じる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

宮津与謝消防組合消防吏員等は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 京都府知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、宮津与謝消防組合消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処

する必要があると認めるときは、速やかにその旨を京都府知事に通知する。

3 生活関連等施設の安全確保

市長は、生活関連等施設がその安全を確保しなければ住民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあり、又は周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあることから、国、京都府、近隣市町村その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況その他の必要な情報を京都府と連携して収集する。

(2) 宮津与謝消防組合及び消防団による支援

宮津与謝消防組合及び消防団は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、警備の強化その他安全の確保に監視必要な措置を講じる。この場合において、市長は、必要に応じ、府警察、海上保安署、宮津与謝消防組合、消防団その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じる。

なお、一部事務組合を構成して管理している施設については、市は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備強化等の措置を講じる。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

市長は、武力攻撃事態等において、引火、爆発、空気中への飛散、周辺地域への流出等により、住民の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため、必要があると認めるときは、次の措置を講じる。

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、宮津与謝消防組合の管理者に対し、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱い者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずるよう依頼する。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

《危険物質等について宮津与謝消防組合の管理者が命ずることができる対象及び措置》

【対象】

宮津与謝消防組合消防本部の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は同消防本部の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ア 危険物の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- イ 危険物の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ウ 危険物の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

宮津与謝消防組合の管理者は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めることができる。また、宮津与謝消防組合の管理者は、上記アからウの措置を講じるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めることができる。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、退避（目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む。）に逃れることをいう。以下同じ。）の指示、警戒区域の設定その他の応急措置を実施することから、これらの措置の実施のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 事前措置等

(1) 市長による事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、国民保護法第111号第1項の規定により、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者等に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 警察署長及び海上保安署長等に対する要請

市長は、警察署長又は海上保安署長等に対し(1)の措置を要請することができ、要請を受けた警察署長又は海上保安署長等が当該措置を講じたときは、直ちに市長に通知するものとされている。

2 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、京都府対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合のあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を考慮して付近の住民に退避の指示をする。

(2) 屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示する。屋内への退避は、次のような場合に行う。

ア NBC攻撃と判断される場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

イ ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(3) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、京都府知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、京都府知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴う必要な活動について調整を行う。

(4) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び京都府からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、宮津与謝消防組合、消防団、府警察、海上保安署等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市長又は宮津与謝消防組合の管理者は、市の職員、消防職員又は消防団員等が退避の指示に係る地域において活動する際には、必要に応じて府警察、海上保安署及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長又は宮津与謝消防組合消防長は、退避の指示を行う市の職員、消防職員又は消防団員に対して、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、国民保護法第114条第1項の規定により、警戒区域を設定する。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所等における宮津与謝消防組合、消防団、府警察、海上保安署、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染した可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、テープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講じる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、府警察、海上保安署、宮津与謝消防組合、消防団等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講じるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、京都府知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域の設定を行った理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴う必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長又は宮津与謝消防組合の管理者は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する市の職員、消防職員又は消防団員の安全の確保を図る。

4 応急公用負担等

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- (2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、宮津与謝消防組合及び消防団による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、府警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 宮津与謝消防組合及び消防団の活動

宮津与謝消防組合及び消防団は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、市長は、宮津与謝消防組合へ、宮津与謝消防組合の装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うよう要請するとともに、消防団は、宮津与謝消防組合消防長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長又は宮津与謝消防組合の管理者は、市又は宮津与謝消防組合の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、京都府知事又は他の市町村長等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長又は宮津与謝消防組合の管理者は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要すると判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、京都府知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長又は宮津与謝消防組合の管理者は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長

官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、京都府知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど京都府緊急消防援助隊受援計画等に基づく消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長又は宮津与謝消防組合の管理者は、他の被災市町村長等から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、京都府知事との連絡体制を確保するとともに、宮津与謝消防組合と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、宮津与謝消防組合及び消防団とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

※ トリアージ：多数の負傷者が発生した場合、負傷者の重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。

(8) 安全の確保

ア 市長又は宮津与謝消防組合の管理者は、消火活動及び救助救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国の対策本部及び京都府対策本部からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、府警察、自衛隊等と連携した活動体制を確立するなど、安全確保のための必要な措置を行う。

イ 市長又は宮津与謝消防組合の管理者は、必要により現地に職員を派遣して、宮津与謝消防組合、消防団、府警察、海上保安署、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市長又は宮津与謝消防組合の管理者は、京都府知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、宮

津与謝消防組合と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長又は宮津与謝消防組合消防長は、現場で活動する消防職員又は消防団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 武力攻撃原子力災害への対処

市は、京都府と隣接して所在する関西電力株式会社高浜発電所等が、武力攻撃を受けた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえ、「宮津市地域防災計画 原子力災害対策編」に準じた対応を行うことを基本とし、武力攻撃原子力災害の特殊性をかんがみ、必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報等

ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通報を受けたときは、「宮津市地域防災計画 原子力災害対策編」に準じた措置を講じる。

イ 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は京都府より先に把握した場合には、直ちに関西電力株式会社にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。

ウ 市長は、知事からの所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、「宮津市地域防災計画 原子力災害対策編」の定めに準じた応急対策を講じる。

(2) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

ア 国の現地対策本部は、原則として緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に設置される。なお、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要に応じ、府県庁等に設置される。また、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」への職員派遣等については、「宮津市地域防災計画 原子力災害対策編」の「原子力災害合同対策協議会等の体制の整備」に準じて行う。

イ 国の現地対策本部は、オフサイトセンター等において、関係する地方公共団体等とともに「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」を組織することとされており、国の現地対策本部長により主導的に運営されるほか、防災基本計画（原子力災害対策編）の定め例によ

り行われる。また、国民保護法第105条第7項に規定する応急対策の実施に係る公示が行われた後における官邸及び緊急時対応センター（原子力規制庁）と現地との連絡については、原則として原子力施設等における応急対策に関する情報については原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）を通じ、オフサイト対応に関する情報については現地対策本部を通じて行われる。

(3) モニタリングの実施

市長は、モニタリングの実施について状況に応じ、「宮津市地域防災計画 原子力災害対策編」に準じて行う。

(4) 住民の避難等の措置

市長は、住民の避難等の措置について必要に応じ、「宮津市地域防災計画 原子力災害対策編」に準じて行う。

(5) 京都府知事への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、京都府知事に対し、関係する指定行政機関の長に必要な措置を講ずべきとの命令を行うよう要請する。

(6) 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等について必要に応じ、「宮津市地域防災計画 原子力災害対策編」に準じて行う。

(7) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、「宮津市地域防災計画原子力災害対策編」等に定められた措置に準じて行う。

(8) 食料品等による被ばくの防止

市長は、飲食物の摂取制限等の措置について必要に応じ、「宮津市地域防災計画 原子力災害対策編」に準じて行う。

(9) 職員の安全の確保

市長は、原子力施設への武力攻撃を受けたことを知った場合には、武力攻撃原子力災害の状況等の情報を武力攻撃原子力災害合同対策協議会や京都府等から積極的に情報収集し、当該情報を速やかに提供するとともに、応急対策を実施する職員、消防団員等の安全の確保に配慮する。

第4 NBC攻撃等による災害への対処等

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、特に対処の現場における初動的な応急措置のために必要な事項について、以下のとおり定める。

※ NBCとは、「Nuclear」(核)、「Biological」(生物)、「Chemical」(化学)の総称。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染の拡大を防止のための措置を講じる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、京都府を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講じる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、宮津与謝消防組合、消防団、府警察、海上保安署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、京都府に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び京都府との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合には、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染範囲の特定に資する被災情報を直ちに京都府へ報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じてワクチン接種を行わせ、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、京都府丹後保健所及び府警察等の関係機関と連携するとともに、京都府丹後保健所と連携して消毒等の措置を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、京都府知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、府警察、自衛隊、宮津与謝消防組合その他の関係機関と調整しつつ、次表の国民保護法第108条に掲げる措置を行う。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、前表第1号から第4号までに掲げる措置を行うときは、当該措置の名あて人（前表中の占有者、管理者等をいう。）に対し、次に掲げる事項を通知する。ただし、緊急の必

要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

前表第5号及び第6号に掲げる措置を行うときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。ただし、緊急の必要があるときは、職員が現場で指示を行う。

ア 当該措置を講じる旨

イ 当該措置を講じる理由

ウ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（前表第1号から第4号までに掲げる措置を行う場合）

エ 当該措置の対象となる建物又は場所（前表第5号及び第6号に掲げる措置を行う場合）

オ 当該措置を講じる時期

カ 当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や京都府から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を実施する職員、消防団員等の安全の確保に配慮する。

第7章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、京都府知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては宮津与謝消防組合、消防団、府警察、海上保安署等との連絡を密にするとともに、宮津与謝消防組合及び消防団に対し、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行うよう要請する。
- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、京都府及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ファクシミリ等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- (4) 市は、第1報を京都府及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、ファクシミリ等により京都府が指定する時間に京都府に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、京都府及び消防庁に報告する。

第8章 保健衛生の確保及び廃棄物の処理

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、京都府と連携し医師等の保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するとともに、必要に応じ健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、要配慮者の心身の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、京都府等と連携し、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、京都府と連携し、避難先地域における食中毒等を防止するため、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、京都府と連携し、避難先地域における感染症等の防止をするため、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、市防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足し、または不足すると予想される場合については、京都府や近隣の水道事業者、日本水道協会等に対して水道用水の緊急応援を要請する。

(5) 栄養指導対策

市は、京都府と連携し、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を実施する。

(6) 保健衛生の確保への協力

市は、京都府と連携し、武力攻撃災害の発生により、住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講じるため緊急の必要があるときは、国民保護法第 123 条の規定により、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。この場合において、協力をする者の安全の確保に十分に配慮する。

2 廃棄物の処理

市は、京都府と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び国民保護法第 124 条の規定による特例に基づき、し尿、ごみ及びがれき類を適正に処理するため、必要な措置を実施する。

(1) 廃棄物処理対策

ア 市は、市地域防災計画に準じて、次表及び災害廃棄物対策指針（平成 26 年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考とし、廃棄物処理体制を整備する。

①初期対応	<p>ア 被災状況、避難所への避難状況等を確認し、し尿、ごみ、がれき類の処理見込み等を把握する。</p> <p>イ 必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。</p>
②処理活動	<p>ア し尿処理施設、下水道処理施設、ごみ処理施設等の被害状況と稼働見込みを把握し、最終処分までの処理ルートを確認する。</p> <p>イ 必要に応じて、ごみ、がれき類の仮置場等を確保する。</p> <p>ウ がれき類の処理にあたっては、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集運搬する。</p> <p>エ 仮設トイレ、仮置場等の管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生状態を保つ。</p>

	オ ごみ、がれき類は、リサイクルを図りつつ廃棄物の適正な処理を行う。
③京都府等への応援要請	ア 収集運搬、処分に必要な人員、運搬車両又は処理能力等が不足する場合には、近隣市町又は京都府に応援を要請する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足し、または不足すると予想される場合については、京都府に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

(2) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、京都府と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、京都府と連携し、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第9章 文化財の保護

市は、国、京都府などの関係機関や文化財の所有者及び管理団体等と連携・協力して、武力攻撃災害からこれら文化財を守るため、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 文化財の保護

市は、市域に存する重要文化財等（国宝、重要文化財、史跡名勝天然記念物等）、京都府指定・登録文化財等（京都府の指定及び登録の有形文化財、史跡名勝天然記念物又は文化財環境保全地区等）、及び市指定文化財（市の指定の有形文化財、有形民俗文化財史跡名勝天然記念物等）（以下「文化財」という。）を武力攻撃災害から守るため、可能な限りの措置を講じる。

また、市は、武力攻撃災害からの文化財の保全策について、京都府及び国とも連携し、協議、検討を行うものとする。

(1) 文化財の関係機関等との連携

市は、京都府文化財所有者等連絡協議会等と連携しながら、文化財の所有者及び管理団体等との連携強化に努める。

(2) 災害発生時における緊急措置等に係る指針の内容の周知及び指導

市は、文化財の所有者及び管理団体等に対して、文化庁が定めた「重要文化財（建造物）耐震診断指針（平成13年3月文化庁文化財部編）」及び「文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引き（平成9年6月文化庁文化財保護部編）」を周知し、指導を行なうとともに、宮津市地域防災計画とも併せ、日常的な防災体制の確立を図ることを通じて、武力攻撃災害における文化財の保護を図る。

(3) 緊急保存措置等

ア 市は、警報や避難の指示、文化財の被災情報の連絡を受けたときは、関係機関、文化財の所有者及び管理団体等と連携し、文化財の保全のため、必要な措置を講じる。

イ 文化財の所有者等は、文化財の保存のため緊急の必要がある場合は、次の事項に留意し、他の施設に移動して保管する。

(イ) 搬出の必要がある文化財の現状

(イ) 搬出の経路及び交通輸送手段の確保

(ウ) 搬出した文化財の数の確認

(エ) 写真等による状況の記録

2 文化財の被災状況の調査等

(1) 市は、文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、京都府教育委員会（以下「府教育委員会」という。）と連携し、文化財の所有者及び管理団体等から文化財の滅失、き損その他の被害に関する情報についての報告を求める。

(2) 市は、京都府と連携し、被災状況を調査するため、現地に職員を派遣する。

3 文化財の応急対策

市は、文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、安全の確保に十分に配慮の上、必要に応じて職員の現地への派遣や関係機関及び府教育委員会の協力等により、被害状況等の情報を収集する。

また、文化財の所有者又は管理団体等や関係機関と連携して、次の応急措置を速やかに講じることができるよう努めるとともに、重要文化財等が被害を受けた場合は、府教育委員会を通じて直ちに文化庁長官に報告する。

(1) 被害が小さい時は所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急措置を施す。

(2) 被害が大きい時は損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。

(3) 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。

(4) 美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

4 文化財の復旧

市は、武力攻撃災害により、文化財に被害が発生したときは、被害状況及び周辺の状態を考慮しつつ、迅速に現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づく復旧計画の策定に努め、京都府を通じ、国に対し早急な復旧等に必要な措置を講じるよう要請する。

第10章 生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、京都府及び関係機関と連携し、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図るとともに、価格の高騰、買占め及び売惜しみを防止するため、京都府等の関係機関が実施する措置に協力する。

※ 生活関連物資等

食料、被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活との関連性が高い又は国民経済上重要な物資又は役務

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市は、京都府教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の給与、市立幼稚園保育料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際に必要となる学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講じる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 心の健康対策

市は、被災体験、避難生活などのストレスによって生じる避難住民等の心の健康対策について、京都府及び関係機関と連携を図り実施する。

(4) 風評被害の防止又は軽減

市は、観光をはじめ各種産業への風評被害を防止し、又は最小限にとどめるため、京都府、関係機関及び関係団体と連携を図り広報活動等を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は、京都府と連携し、水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

(2) 公共的施設の適切な管理

市は、道路等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）の適切な交付及び管理のために必要な事項について、以下のとおり定める。

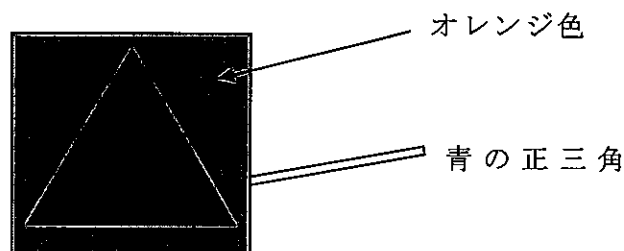
1 特殊標章等の意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形形）



※ オレンジ色は、CMYK値：C-0、M-36、Y-100、K-0、RGB値：#FFA500

※ 青色は、CMYK値：C-100、M-100、Y-0、K-0、RGB値：#0000FF

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

3 特殊標章等の交付及び管理

(1) 市長は、国の定めた「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成し、これらの標章等の適切な交付及び使用の許可並びに管理を行う。

(2) 市長は、次の者に対し、赤十字標章等を交付し、又は使用させる。

- ア 市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

4 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、京都府及びその他関係機関と協力し、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全を確保した上で、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等その他の関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、速やかな復旧措置を講じる。また、復旧措置を講じても、障害が解消されない場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに京都府及び総務省にその状況を連絡する。

(3) 京都府に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講じるに当たり必要があると認める場合には、京都府に対し、それぞれ必要な人員、資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市が管理するライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講じる。

(2) 運送の確保に必要な応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する道路、鉄道、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を京都府に報告するとともに、被害の状況に応じて、

障害物の除去その他避難住民の運送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた必要な法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって京都府と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を考慮しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を考慮し、京都府と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が実施する国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等を行うために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁及び国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、京都府の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、京都府に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 他の地方公共団体からの応援に要する費用の支弁

市は、国民保護措置を実施するため、市の応援の求めに基づき他の市町村長等又は都道府

県知事等から応援を受けた場合は、その応援に要した費用を支弁する。

5 消防庁長官等からの指示による消防の応援等を受けた場合の費用の支弁

市は、国民保護措置を実施するため、消防庁長官等からの指示を受けた他の市町村から、消防の応援又は支援を受けた場合、その応援又は支援に要した費用を支弁する。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を考慮して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

市国民保護計画に係る用語集

あ行

用語	意味
安定ヨウ素剤	原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した放射能を持たないヨウ素のこと。事故等で放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。これを防ぐために安定ヨウ素剤をあらかじめ服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たしておくことにより、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素は、甲状腺には取り込まれず、大部分は体外に排出され、放射線障害の発生を極力防止する。
eラーニング	パソコンやインターネットなどを利用した教育のこと。
LGWAN	総合行政ネットワークのこと。地方公共団体を相互に接続する行政専用のコンピュータネットワーク
NBC (エヌピーシー) 攻撃	核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃のこと。核 (Nuclear)、生物 (Biological)、化学 (Chemical) の頭文字からNBCという。
NTT災害用伝言ダイヤル	地震など大規模災害発生時は、安否確認、見舞、問合せなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながりにくい状況の緩和を図るため、被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するボイスメール

か行

核兵器	核反応による爆発を大量破壊に用いる目的で、作られた兵器の総称。原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾など。
化学剤	化学兵器等に用いられる人体等に有害な化学物質。神経剤 (サリン、タブン、ソマン、VX等)、びらん剤 (イオウマスタード、窒素マスタード、ルイサイト等)、血液剤 (シアン系 (青酸) 等)、窒息剤系 (塩素、ホスゲン等) などがある。
基本指針	政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となるもの (国民保護法第 32 条)
危険物質等	引火、爆発、空気中への飛散、周辺地域への流出等により、住民の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質で、危険物、毒物、劇物、火薬類、高圧ガス、毒薬、劇薬など。
緊急消防援助隊	大規模災害等発生時に、全国の消防機関から必要な消防隊員、救助工作車などの消防車両及び資機材等を災害地に派遣し、災害に対処することを目的に結成される部隊 (消防組織法第 45 条)
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの (事態対処法第 22 条)
緊急対処事態対処方針	緊急対処事態に至ったときに、政府がその対処に関して定める方針のこと。次の事項が記載される。 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対処事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実 ・当該対処事態への対処に関する全般的な方針 ・緊急対処措置に関する重要事項 (事態対処法第 22 条)
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関が、事態対処法第 22 条第 3 項第 2 号に掲げる措置その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置 (国民保護法第 172 条)
緊急通報	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに、武

	力攻撃災害の現状及び予測や住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項を、都道府県知事が発令するもの（国民保護法第99条）
原子力災害医療に係る医療チーム	原子力災害時に、量子科学技術研究開発機構、国立病院機構、国立高度専門医療センターなどの医療関係者等からなるチーム
ゲリラ	小部隊による奇襲などで敵を混乱させる戦法。また、その部隊や戦闘員のこと。
国際人道法	武力紛争という敵、味方に分かれて戦っている極限的な状況において、お互いが最低限守るべき人道上のルールを定めたもの。主要な条約として「1949年のジュネーブ4条約」と「1977年の2つの追加議定書」がある。
国民の保護のための措置（国民保護措置）	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等（国民保護法第2条）
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会（国民保護法第37条から第40条）
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して定める計画（国民保護法第36条）
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針等に基づき定める計画（国民保護法第33条から第35条）
国民保護法	正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための国、地方公共団体等の責務、避難、救援、武力攻撃災害への対処等の措置を定めた法律

さ行

災害対策基本法	国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律
災害拠点病院	通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重症者の医療を行う病院
災害用ブロードバンド伝言板（web171）	NTTが、災害用伝言ダイヤルに加えて、災害発生時の安否確認のための被災地域の電話番号や事前に登録した氏名、パスワード等をキーとし、音声や画像による伝言情報をインターネットを活用して登録、閲覧が可能なシステムとして新たに開発したもの
指定行政機関	政令で指定された次の国の機関のこと。内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁（事態対処法第2条第5号）
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で政令で指定された次の機関のこと。沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整

	備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局（事態対処法第2条第6号）
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人。政令及び内閣総理大臣公示で151法人が指定されている。（平成29年4月1日現在）（事態対処法第2条第7号）
指定地方公共機関	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織
ジュネーヴ諸条約	1949年のジュネーヴ4条約のこと。①陸上の傷病兵の保護に関する第一条約、②海上の傷病兵の保護に関する第二条約、③捕虜の待遇に関する第三条約、④文民の保護に関する第四条約からなる。（外務省HPから）
ジュネーヴ諸条約追加議定書	ジュネーヴ諸条約を始めとする国際人道法を発展し、拡充したもの。第一追加議定書は、締約国間に生じる国際的な武力紛争や占領の事態に適用され、第二追加議定書は、締約国の軍隊と反乱軍との間に生じる非国際的な武力紛争に適用される。（外務省HPから）
生物兵器	人間、動物、植物に有害な細菌、ウイルスなどを散布する兵器。細菌（炭疽菌、コレラ菌）、ウイルス（天然痘ウイルス）、リケッチア（Q熱リケッチア）、毒素を生じる細菌（ボツリヌス菌毒素）などがある。
全国瞬時警報システム（J-ALERT）	国において、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における地震や津波などの警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム

た行

対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。次の事項が記載される。 ・武力攻撃事態であること、又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実 ・武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針 ・対処措置に関する重要事項（事態対処法第8条）
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のこと。武力攻撃を排除するために自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置など。（事態対処法第2条第8号）
ダーティボム	放射性物質を爆薬により広範囲に拡散させ、被害をもたらす兵器のこと。
テロ	政治的又は社会的な目的を達成するために、政府、民間人又はその一部に対し脅威を与え、又は威圧することを企図して人間又は財産に対して非合法的な形で武力を行使すること。
特殊部隊	特殊作戦遂行のために編成し、装備された小編成の軍事組織
トリアージ	多数の負傷者が発生した場合、負傷者の重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。

は行

非常通信連絡協議会	自然災害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的として、総務省が中心となり国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する連絡会（電波法第74条の2）
-----------	---

避難実施要領	避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領
避難先地域	国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）（国民保護法第 52 条第 2 項）
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃（事態対処法第 2 条第 1 号）
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（国民保護法第 2 条第 4 項）

ま行

モニタリング(環境放射線)	放射性物質及び放射線に関する情報を得るための環境測定。 緊急時(環境放射線)モニタリングは、原子力施設において放射線や放射性物質の異常な放出又はそのおそれがある場合、その状況を把握し、災害応急対策の実施に必要な情報を得るために実施されている。 平常時モニタリングは、平常時の放射線等を測定するとともに、平常時の放射線レベルからの変動を常時監視するために実施されている。
---------------	--

や行

要避難地域	国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域（国民保護法第 52 条第 2 項）
-------	---

ら行

ライフライン施設	水道、下水道、電気、ガス、通信その他の国民生活に関連する施設
----------	--------------------------------

宮津市国民保護計画

平成30年3月

平成19年3月 8日 京都府同意
平成29年6月15日 京都府同意
平成30年3月27日 京都府同意

《《宮津市総務部消防防災課》》

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345 番地の1

電話 (0772) 22-2121 (代)

FAX (0772) 25-2119